

令和元年度

要 覧



目 次

I 滋賀県立男女共同参画センターの概要	
1 目的	1
2 名称	1
3 所在地	1
4 施設	1
5 管理運営	1
6 沿革、設立経緯等	2
II 組 織	
1 組 織	2
III 事 業	
1 自主事業	3
2 その他の業務	3
3 自主事業実施経緯	4
IV 令和元年度男女共同参画センター事業計画	
1 事業方針	5
2 令和元年度事業実施スケジュール	6
3 令和元年度個別事業の実施計画	
(1) 講座・研修	7
(2) 相談事業	7
(3) 情報発信・調査研究	8
(4) 交流・活動の支援	9
(5) 女性のチャレンジ支援	9
(6) その他	10
V 平成30年度男女共同参画センター事業実績	
1 自主事業の実施結果	
(1) 講座・研修	11
(2) 相談事業	18
(3) 情報発信・調査研究	23
(4) 交流・活動の支援	27
(5) 女性のチャレンジ支援	32
(6) その他	36
2 施設利用状況	
(1) 月別利用者数	38
(2) 部屋別利用者数	39
3 利用者数の推移	40

VI 施設・設備	
1 本館	41
2 その他の施設	42
3 施設配置図	43
VII 利用案内	
1 施設使用料	44
2 付帯設備使用料	45
VIII 参考資料	
1 滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例	46
2 滋賀県立男女共同参画センターの管理運営に関する規則	48
3 滋賀県男女共同参画推進条例	50
4 滋賀県立男女共同参画センター沿革詳細	53

I 滋賀県立男女共同参画センターの概要

1 目的

滋賀県立男女共同参画センターは、県民、事業者および市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点となる施設として位置づけられており、男女共同参画社会の実現を目指す多様な活動を促進するため、男女共同参画に関する啓発や学習機会の提供および指導者の育成等を目的とした研修、講座の開催を始めとして、男女共同参画社会に関する情報・資料の収集および提供、相談、交流・活動の場の提供等を通じて、男女共同参画の推進を図ることを目的とする。

2 名称

滋賀県立男女共同参画センター 愛称「G-NETしが（じーねっとしが）」

3 所在地

滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4

4 施設

(1) 特徴

施設の外観は、男女共同参画の実践活動を支援する場としてふさわしい色調と景観を保ち、施設内は全体的に明るくゆったりとした空間を有した施設となっている。

図書・資料室は、図書、ビデオ、行政資料、ミニコミ誌など約6万2千冊を収蔵し、閲覧、調査研究等のスペースを確保しているとともに、随時企画展示を行うなど親しみやすい空間づくりを心がけている。

大ホール（多目的ホール）は、電動式移動椅子を採用しており、階段式客席利用、平面客席利用が共に容易にできる。

談話サロンは、施設利用者向けに広い空間と落ち着いた雰囲気確保し、その一角には男女共同参画に関する県内外の情報を掲示する参画情報コーナーを設置している。

活動団体のための団体交流室や、託児のための幼児室などを設置している。

図書・資料室内の一角に、滋賀マザーズジョブステーションとして女性の就労を総合的にサポートする窓口を設置している。

(2) 規模

敷地面積 17,787.94㎡

構造規模

本館（鉄筋コンクリート造一部2階建）3,687㎡（1階 3,096㎡ 2階 591㎡）

高齢者・障害者用施設、設備

（エレベーター、点字案内板、点字ブロック、記憶机、洋式トイレストメイト対応、車イス、スロープ）

子育て支援者用施設、設備（トイレ内ベビーベッド1ヶ所、ベビーシート1ヶ所、ベビーチェア4ヶ所、授乳室1ヶ所）

その他の施設

茶亭（日本庭園付）、全天候型テニスコート3面（休憩施設付）、用具庫、洋庭園、駐輪場、駐車場（約250台収容）、車椅子専用駐車スペース（2台分）

事業費等

総工事費 1,654,614千円（国庫 81,000千円）

開所年月日 昭和61年11月1日（同月27日業務開始）

5 管理運営

(1) 所管 滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課

(2) 管理 滋賀県立男女共同参画センター

(3) 開所時間

午前9時から午後9時まで（図書・資料室は、午前9時から午後5時まで）

(4) 休所日

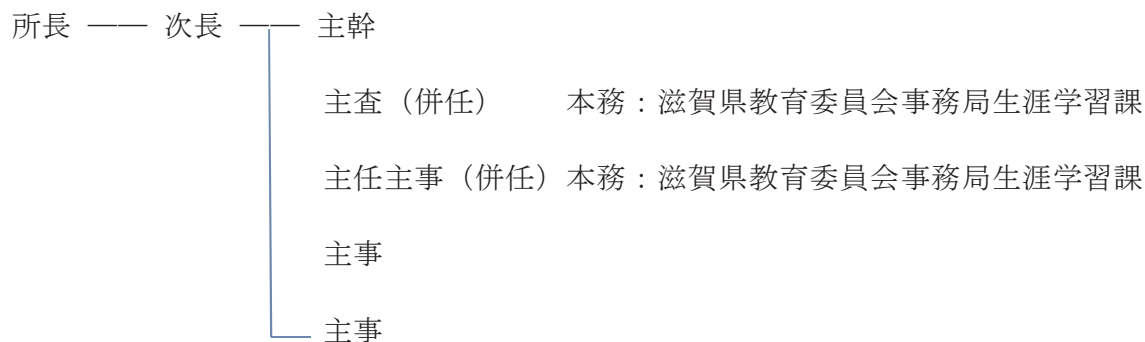
月曜日（祝休日を除く）、祝休日の翌日および年末・年始、施設点検などによる臨時休所日等

6 沿革、設立経緯等

昭和58年10月	「滋賀県婦人問題懇話会」設置
昭和60年1月	滋賀県婦人問題懇話会「滋賀の女性の自立と社会参加のための婦人総合センターの建設についての提言」
昭和60年6月1日	「(仮称)滋賀県立婦人センター開設準備協議会」設置
昭和60年10月11日 ～ 61年9月16日	「(仮称)滋賀県立婦人センター新築工事」施工 総工事費 1,654,614千円（国庫 81,000千円） （内訳） 調査費 1,000千円 備品費 100,000千円 用地費 344,009千円 その他（レリーフ） 10,000千円 建設費 1,199,605千円
昭和61年11月1日	滋賀県立婦人センター設置 婦人総合センターの建設についての提言 「滋賀県立婦人センターの設置および管理に関する条例」施行
昭和61年11月27日	滋賀県立婦人センター」業務開始
平成7年10月	滋賀県立婦人センター運営協議会「近未来婦人センターのあり方」について報告
平成9年4月1日	滋賀県立女性センターに名称変更 「滋賀県立女性センターの設置および管理に関する条例」施行
平成10年6月	「女性センター駐車場用地（5,449.58㎡）」取得
平成14年4月1日	滋賀県立男女共同参画センターに名称変更 「滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例」施行、「滋賀県男女共同参画推進条例」施行
平成14年6月	公募により愛称を「G-NETしが（じーねっとしが）」に決定
平成23年10月19日	滋賀マザーズジョブステーションを開設
平成23年10月	「滋賀県立男女共同参画センター運営方針について」策定
平成24年12月	「滋賀県立男女共同参画センター懇話会」設置

II 組織

1 組織



【男女共同参画相談室】 嘱託（男女共同参画心理相談員） 3名

Ⅲ 事業

1 自主事業

- (1) 男女共同参画に関する講座・研修等の開催
 - ・男女共同参画社会推進に向けての地域課題への対応、実践的な取組への支援
 - ・多様な学習機会の提供
 - ・男女共同参画推進の担い手となるリーダー層の育成、資質向上
- (2) 男女共同参画に関する相談
 - ・こころと生き方、女性・男性をめぐる諸問題についての総合相談・カウンセリング
 - ・弁護士による法律相談
 - ・DVに関する相談、カウンセリング、支援、情報提供
 - ・関係相談支援機関・団体等との連携
 - ・市町等男女共同参画相談ネットワークの構築、相談員の資質向上
- (3) 情報の収集と発信・調査研究
 - ・女性問題、男性問題、各地の取組、人材情報など男女共同参画に関する情報、資料の収集、データベース化とそれらの提供
 - ・啓発広報の展開
 - ・図書・資料室の運営
 - ・視聴覚教材の活用とホームページ、メールマガジンを通じた情報の提供
 - ・男女共同参画情報誌「G-NETしが」の発行
 - ・県内外の情報を掲示した参画情報コーナーの設置
- (4) 交流・活動の支援
 - ・男女共同参画に取り組む県民やNPO等の交流・活動の場づくり
 - ・団体等の自主活動の支援
 - ・県内男女共同参画関連施設との連携
- (5) 女性のチャレンジ支援
 - ・女性の社会参画を促進するためのチャレンジ支援事業の実施
 - ・女性の継続就労やキャリアアップを支援するための事業の実施
- (6) その他
 - ・施設、事業、図書ボランティアの活動
 - ・託児室の設置、運営
 - ・「G-NETシネマ」の開催

◆滋賀マザーズジョブステーションの設置

2 その他の業務

- (1) センター施設の管理運営
- (2) センター施設の貸館業務
- (3) 関係機関等との連絡調整
- (4) その他

3 自主事業実施経緯

課題	事業名	年度																令和元	
		平成16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
講演会 開	講演会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	男女共同参画基礎講座	●	●	●	●	●													
入門編	さんかく塾入門編(ウエルカムセミナー) (24～入門編1講座実施) (26～男女共同参画学習編3講座)						●	●		●	●	●	●						
	これなら学べる出前講座 (23～小中高へ出前授業実施)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
	学校支援メニュー													●	●	●	●		
	キャリアアップセミナー																		
リーダー養成	男女共同参画アドバイザー養成講座																		
	エンパワーメントセミナー																		
	ジェンダーゼミナール(調査研究)	●	●																
	男女共同参画ステップアップ講座	●	●	●	●	●													
	さんかく塾ステップアップ編・ウエルカムセミナー						●	●											
	さんかく塾(リーダー養成)									●	●	●	●	●					
女性のチャレンジ支援	なりたい私発見セミナー			●	●														
	女性のチャレンジ支援講座	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●
	チャレンジアドバイス事業				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	ニューチャレンジ応援事業 (女性人材育成支援事業)				●	●	●	●	●	●	●	●	●						
	チャレンジショップinG-NETしが						●	●	●	●	●	●	●						
	実践力アップセミナー (女性の社会参画支援事業)							●											
	働く女性のキャリアアップ事業									●	●	●	●						
	マザーズチャレンジ(ビス)カフェ									●	●	●	●	●					
	女性のチャレンジ8の日サロン														●	●			
	スタート講座																	●	●
	チャレンジシンポジウム													●	●	●	●	●	●
	ステップアップ講座																	●	●
	チャレンジショップ体験																	●	●
フォローアップカフェ													●					●	
課題別	ジェンダー学講座	●	●																
	「いきいき子育て」セミナー					●													
	さんかく塾(課題編) (28～さんかく塾はここに集約)								●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
	イクメンセミナー(ファザーリング)								●	●									
	若年層向け啓発セミナー										●	●	●	●		●			
	高校生パートナーシップセミナー																	●	●
	デートDV防止啓発セミナー											●	●	●	●	●	●	●	●
	パパママパートナーシップ応援																		●
市町協働	地域エンパワーメントセミナー	●	●																
	さんかく協働講座(市町協働) (実践講座を改編)									●	●	●							
	さんかく映画祭 (県内5センター連携事業)									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大学	学生のためのハッピーキャリアカフェ														●				
共催	しがWO・MANネット講座					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	又エックフォーラム (国際女性教育会館と共催)																		
対象者別	市町担当職員等向け講座 (24のみさんかく塾に統合)					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	相談員スキルアップ講座(相談員養成講座)(H27～事例研究含)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	相談員事例研究会							●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ビデオ	教職員等(教職員対象)の男女共同参画講座	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	G-NETシネマ(ビデオシアター)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
交流	"G-NETしが"フェスタ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	"G-NET"カフェ																●	●	●
その他	おはなしシアター(絵本で子育て)	●	●																
	IT講習会	●	●																
	ギャラリー企画展	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

IV 令和元年度 男女共同参画センター事業計画

1 事業方針

滋賀県立男女共同参画センターは
男女共同参画社会の実現をめざす取り組みを支援するための総合的な拠点施設として、多様な活動を展開します。



誰もが気軽に参画できる施設づくり

- ・図書ボランティアとしての参画
- ・子育て世代を応援する託児室の運営
- ・G-NETシネマ

男女共同参画推進のための事業の柱

I 講座・研修

- 人材育成
さんかく塾（地域のリーダーや関心のある方等を対象）
教職員さんかく講座
- 啓発
しがWO・MANネット講座
高校生パートナーシップセミナー
デートDV防止啓発セミナー
パパママパートナーシップ応援プロジェクト
- 市町支援
市町男女共同参画担当職員研修

III 情報発信・調査研究

- 図書・資料室の運営
ライブラリーツアー、ブックトラック
図書資料の企画展示
各市男女センター等へのパック貸出
- 広報啓発誌「G-NETしが」
男女共同参画の視点で考える内容等で年2回発行
- HPの運営、メルマガの発行によるタイムリーな情報発信

II 相談事業

- 男女共同参画相談
心理相談員3名の体制によりカウンセリングを充実
- 専門相談
弁護士による法律相談、臨床心理士によるDVカウンセリング
- 男女共同参画相談ネットワークの運営
相談員スキルアップ講座と組み合わせて実施

IV 交流・活動の支援

- 県内5センター連携事業
- 男女共同参画推進員研修
- G-NETしがフェスタ
（登録団体等の交流と成果発表の場）
- しがWO・MANネット登録団体との協働・共催事業
- G-NETカフェ

女性のチャレンジ支援

女性のチャレンジ支援講座「スタート講座」
起業にあたっての心構え、基本的スキルの習得の場の提供
女性のチャレンジ支援講座「ステップアップ講座」
起業の本格展開、拡大に向けて重要となる視点および知識の習得の場の提供
女性のためのビズ・チャレンジ相談
女性のチャレンジシンポジウム
女性のチャレンジショップ体験
女性のチャレンジ支援「フォローアップカフェ」

滋賀マザーズジョブステーション



マザーズ就労支援相談
就労に関するカウンセリング
子育て支援情報の提供
母子家庭等就業・自立支援センター
ハローワークマザーズコーナー
職業相談、職業紹介
他の職業相談窓口との連携
滋賀県保育士・保育所支援センター、滋賀県ナースセンター
滋賀県介護・福祉人材センター

2 令和元年度 事業実施スケジュール

講座名等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
さんかく塾			☆ ①6/16		☆ ②8/3	☆ ③9/8		☆ ④				☆ ⑤3/1
教職員さんかく講座			☆ 6/13					☆ 11/21				
市町男女共同参画 担当職員研修	☆ ①4/17	☆ ②5/17	☆ ③6/7									
講演会												☆ 3/1 <small>※さんかく塾第5回講座と兼ねる。</small>
高校生パートナーシップ セミナー			☆ ①6/25 ②6/27			☆ ③9/26 ④9/27						
しがWO・MANネット講座						年間15講座						
デートDV防止啓発セミ ナー			☆ 6/13 <small>※教職員さんかく講座と兼ねる。</small>									
G-NETしが推進員研修 ・会議		☆ 5/11										☆
しがWO・MANネット会議		☆ 5/11										☆
男女共同参画相談連絡 会議		☆ 5/16										
相談員スキルアップ講座		☆ ①5/16		☆ ②7/11		☆ ③9/5						
情報誌「G-NETしが」 発行						☆					☆	
ぴわこー周さんかくセンター めぐり												
						(県内4市センター、G-NETしがにて開催)						
G-NETしがフェスタ2019									☆ 12/1			
女性のためのビズ・チャレ ンジ相談(予約制)						年間24回						
女性のチャレンジスタート 講座		☆①6/5 ②6/12 ③6/19										
女性のチャレンジステップ アップ講座											☆ ①2/19 ②2/26	☆ ③3/4
女性のチャレンジシンポジ ウム							☆ 10/27					
女性のチャレンジフォロー アップカフェ												
						(詳細は未定)						
G-NETシネマ(隔月)	☆ 4/20		☆ 6/22		☆ 8/24		☆ 10/26		☆ 12/21		☆ 2/22	

(都合により変更になる場合があります。)

3 令和元年度 個別事業の実施計画

(1) 講座・研修

さんかく塾 対象：自治会、地域、団体等のリーダー、G-NETしが推進員、センター登録団体、市町行政職員 等

国の男女共同参画基本計画や県の新パートナーしがプランの重点項目等をテーマに取上げ、基礎的知識や社会の変化に即した多様な観点を学び、男女共同参画の視点を地域活動で生かしていくためのリーダー向けの講座を開催する。（全5回：6月～3月）

※第5回講座（3月）は講演会として実施する。

教職員さんかく講座 対象：小・中・高校等の教職員、市町教育委員会職員等

子どもたちをめぐる性別役割分担に起因する諸問題についての理解を深め、男女共同参画の視点に立った学校教育の推進に資する。（6月13日、11月21日）

市町男女共同参画担当職員研修 対象：市町男女共同参画担当職員等

市町担当者が相互の交流を図りつつ、基礎知識の習得をはじめ、地域課題に対応しかつ実践につなげるための効果的な講座および事業を企画・運営するための手法を学ぶ講座を開催する。（4月17日、5月17日、6月7日）

講演会 対象：県民

男女に関わる問題や今日の課題について、広く「学び」「考える」ための学習機会を提供する。 ※さんかく塾第5回講座と兼ねる。（3月1日）

高校生パートナーシップセミナー 対象：高校生

高校生を対象に、デートDV防止や男女間のパートナーシップなど身近な問題について学ぶセミナーを開催する。（6月25日・27日、9月26日・27日）

しがWO・MANネット講座 対象：県民

しがWO・MANネット登録団体が、男女共同参画社会の意義等を県民にアピールするとともに、それぞれの団体の特色を生かし、センターと協働で開催する。（年間15講座程度）

デートDV防止啓発セミナー 対象：教職員、市町担当職員等

学校関係者等がデートDVの基礎知識や、被害者に寄り添った支援について学ぶ講座を開催し、デートDVに対して理解を深め教育活動に資する。

（※6月13日教職員さんかく講座と兼ねる。）

(2) 相談事業

男女共同参画に関する相談

性別による差別的取扱い、DV（配偶者や恋人からの暴力）その他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関しての相談、自立・生き方に関する問題、人間関係に関する問

題等の相談に応じ、自分で解決していくためのアドバイスやカウンセリングを行う。また、専門相談として、弁護士による法律相談を月1回、臨床心理士によるDVカウンセリングを月3回実施する。(面接相談および専門相談は要予約)

●総合相談(電話・面接・カウンセリング)

火、水、金、土、日曜日 午前9時～12時、午後1時～5時

木曜日 午前9時～12時、午後5時～8時30分

●DVカウンセリング(面接) 月3回 午前10時～12時、午後1時～3時

●法律相談(面接) 月1回 午後1時30分～午後4時30分

相談専用電話 0748-37(みな)-8739(はなさく)

男女共同参画相談ネットワークの推進

県機関および各市町の女性問題等に関する相談機関および相談員とのネットワークを設置し、担当者あるいは相談員による会議等を開催することにより、それぞれの機関の特性を把握するとともに、女性問題・男性問題の根底にかかわる相談への理解を深める。

また、事例研究等を通じて、市町における男女共同参画の視点を持った相談員の育成や資質向上を図るとともに、相談機関相互の連携および関係機関や専門機関との関わり方を修得するための講座を開催する。

市町DV対策担当・男女共同参画担当者会議 年1回

相談員スキルアップ講座 年3回

(3) 情報発信・調査研究

図書・資料室の運営

男女共同参画社会づくりに関する図書や、国・都道府県・市町における男女共同参画行政に関する資料、女性団体等の機関誌等の情報提供および利用者へのレファレンスサービスを行う。

また、市男女共同参画関連施設等への情報提供やパック貸出を充実するとともに、大学生や研究者に対し調査研究支援を行う。

開室時間：午前9時～午後5時

●女性情報コーナー ●ビデオブース ●親子絵本コーナーの設置

●情報レファレンス ●図書・資料室だよりの発行 ●ライブラリーツアーの実施

●ブックトラックの実施 ●図書・資料のミニ企画展示

情報誌「G-NETしが」の発行

滋賀県の男女共同参画に関する施策情報をはじめ、当センター主催事業や推進員の活動などを紹介するため、啓発情報誌を発行する。 年2回 (5,000部×2回)

ホームページによる情報の提供

県民やチャレンジしたい女性等に対して、ホームページの内容の充実に努め、男女共同参画や女性のチャレンジ支援等に関する情報を発信・提供する。

[<http://www.pref.shiga.lg.jp/g-net/>]

メールマガジン「きてみ～な」の発行

メールマガジンの発行により当センターのイベント情報等を発信する。

(毎月1～2回発行)

(4) 交流・活動の支援

県内5センター（滋賀県・大津市・彦根市・高島市・米原市）連携事業

県内4市男女共同参画センターと連携し、共催事業を展開することにより、広く県民に男女共同参画の視点を意識する重要性を啓発し、地域活動の活性化を図る。県内5センターをめぐる「さんかくめぐり」スタンプラリーを開催する。

(男女共同参画週間<6月23日～29日>に合わせて 6月～8月 県内5会場)

G-NETしがフェスタ2019

県内で活動している団体やグループ、NPOなどで構成する実行委員会により、自ら企画運営する講演会やワークショップ、展示やバザー等で交流を図る中で、男女共同参画を県民にアピールする。(12月1日)

G-NETカフェ

男女共同参画の視点をあらゆる分野に浸透させるため、各種団体と連携するなどして、必要な人に必要な情報を橋渡しする場を提供する。(随時)

(5) 女性のチャレンジ支援

スタート講座

市町や商工会等の主催による研修受講前にチャレンジにあたっての心構えや基本的スキルの習得の場を提供する。(全3回：6月5日、12日、19日)

ステップアップ講座

チャレンジの本格展開や拡大に向けて重要となる視点や知識の習得の場を提供する。

(全3回：2月19日、26日、3月4日)

フォローアップカフェ

「起業」への想いを持った同志が集まり、気軽に語り合える場を提供する。

女性のためのビズ・チャレンジ相談

起業にチャレンジしようとする女性、起業したものの軌道に乗るまでの段階にある女性に活動段階（考え方の整理、事業プランの作成、起業の準備、NPO設立等）に応じた必要な情報を提供し、具体的行動に移すためのアドバイスや専門的な技術アドバイスを行う。

滋賀県よろず支援拠点と連携して実施する。(要予約)

●相談日 毎月2回（火曜日1回、日曜日1回） 午前9時半～、10時半～、11時半～

●予約電話 0748-37-3751

女性のチャレンジシンポジウム

起業に向けてチャレンジしたいと意欲を持つ女性等を対象にチャレンジの持つ意義について学ぶとともに、今一步を後押しすることを目的に先輩起業家の体験談を聞き、アドバイスをもらう機会を提供する。(10月27日)

女性のチャレンジショップ体験

「女性のチャレンジ支援講座」や「女性のためのビズ・チャレンジ相談」等を受けた者が実際に起業する前段階として、ショップ企画や仕入れ、接客、商品販売等の実践ができる場を提供する。(4月～3月 随時)

(6) その他

ボランティアの活動

図書ボランティアに登録し、自らのスキルアップのために活動する県民を支援する。

子育て世代を応援する託児室の運営

講座や相談等センター事業利用者に対して、一時保育を行い、子育て世代の社会参画を支援する。

G-NETシネマ

図書・資料室の所蔵ビデオ等の中から、男女共同参画の視点に立ったDVD・ビデオ等を上映する。(偶数月1回)

滋賀マザーズジョブステーション

出産や子育てによる離職後、再就職を希望する女性や仕事と子育ての両立に悩む女性、社会に一步踏み出したい女性等を対象に、就労に至るまでの個別相談やアドバイス、仕事と子育ての両立に欠かせない情報(保育等)の提供を行うことに加え、就労後も仕事を継続する上での悩み事についての個別相談やアドバイスなどをワンストップで行う窓口を設置。

また、就職に向けた実践的セミナーも実施。

●総合受付・マザーズ就労支援相談

(就労相談カウンセリング、両立支援相談) TEL: 0748-36-1831

●母子家庭等就業・自立支援センター TEL: 0748-37-5088

●ハローワークマザーズコーナー TEL: 0748-37-3882

●他の職業相談窓口との連携

滋賀県保育士・保育所支援センターによる保育施設への就業に関する相談

毎月 第3金曜日 10～16時(要予約)

滋賀県ナースセンターによる看護師、保健師、助産師等の仕事の相談

毎月 第2・4木曜日 10～16時(要予約)

福祉人材センターによる福祉に関する仕事や資格等の相談

毎月 第4火曜日 13～16時(要予約)

(4・9・10・12月は第4水曜日)

V 平成30年度男女共同参画センター事業実績

1 自主事業の実施結果

(1) 講座・研修

() は男性の数で内数

事業名	対象・参加者	実施期日	内 容
① さんかく塾 ② 講演会	一般県民 延 221 人 (76 人)	6 月 17 日 ～ 1 月 26 日	男女共同参画に関する基礎的知識や社会の変化に即した多様な観点を学び、男女共同参画の視点を地域活動へ活かそうとする県民の主体的な取組を促進することを目的に開催。 (4 回)
③ 教職員さんかく講座	県内教職員 95 人 (42 人)	11 月 15 日	男女共同参画社会づくりに向けた教育や保育の役割を認識し、学校生活の中での性別役割分担に起因する問題やセクハラ、DV、児童虐待など子どもを取り巻く諸問題についての理解を深め、教育活動に資するために開催。 (1 回)
④ デートDV防止啓発セミナー	一般県民 35 人 (15 人)	6 月 28 日	デートDVについての基礎知識や予防教育の必要性を理解しデートDV被害者や加害者の相談を受け止め、支援につなげる人材を育成する。第1回教職員さんかく講座と兼ねた。 (1 回)
⑤ 市町男女共同参画担当職員研修	市町担当者 延 62 人 (29 人)	4 月 13 日 5 月 11 日 6 月 8 日 (3 回)	市町の行政職員が男女共同参画に関する基礎知識を習得するとともに、地域課題に柔軟に対応し、実践につながる効果的な施策展開を図ることを目的に開催。 (3 回)
⑥ 高校生パートナーシップセミナー	県内高校生 延 97 人 (55 人)	6 月 12 日 12 月 18 日	男女が互いに対等なパートナーとして関わり、責任をもって築いていく男女共同参画社会に対する若い世代の理解と学習を深めるため、県内高等学校を対象に開催。 (2 回)
⑦ しがWO・MAN ネット講座	団体・グループ 一般県民 延 129 人 (5 人)	7 月 27 日 ～ 11 月 25 日	登録団体・グループが、それぞれの活動内容をいかした講座を企画運営するための支援。 (11 講座)
⑧ 学校支援メニュー	県内大学生 中学生 延 262 人 (151 人)	5 月 22 日 12 月 5 日 1 月 10 日	よりよいパートナーシップを築いていくことや、固定的性別役割分担意識や、制度・慣習などに左右されない働き方や生き方について考える機会を提供するなど、男女共同参画社会に対する若い世代の理解と学習を深めるため、県内学校を対象に開催。 (3 回)

① さんかく塾

男女共同参画に関する基礎的知識や社会の変化に即した多様な観点を学び、男女共同参画の視点を地域活動へ活かそうとする県民の主体的な取組を促進するために開催。(全5回)

	開催日 参加者数	テーマ・講師	内容
1	6月17日(日) 25人(14人)	人生をしなやかに生きる ～男らしさから自分らしさへ～ 吉岡 俊介さん(シニア産業カウンセラー)	従来の日本人男性の価値観の縛りの中での生きづらさを解消するための考え方について
2	7月21日(土) 28人(17人)	いざというときに備える! 誰もが安心・安全な避難所を作るために 池田 恵子さん(静岡大学教育学部教授)	災害対応に男女共同参画の視点や福祉の視点を取り入れることの必要性和避難所運営の在り方について
3	8月4日(土) 15人(4人)	“息子”が介護するということ ～これからの時代のあったか介護とは～ 斎藤 真緒さん(立命館大学産業社会学部教授)	介護の現状と、介護者の立場に立った支援や介護におけるつながりの必要性について
4	1月26日(土) 153人(41人)	おばちゃん目線で考えるニッポンの未来 ～なぜ男女共同参画は進まないの?～ (共催:滋賀県選挙管理委員会) 谷口 真由美さん(大阪国際大学准教授)	男女共同参画が進まない社会構造を変えるために、意思決定の場で少数派の視野に立つことの必要性について

221人(76人)



第1回講座



第2回講座



第3回講座

② 講演会（※兼さんかく塾第4回講座）

より多くの方々に参加いただき、県民一人ひとりが男女共同参画の意義を正しく理解し、認識を深め、身近な生活に関わるところで実践していただけるよう、男女に関わる問題や今日的な課題について「学び」「考える」ための学習機会を提供する場として開催。

◆概要

開催日	平成31年1月26日（土） 13:30～16:00
会場	男女共同参画センター 大ホール
テーマ	『おばちゃん目線で考えるニッポンの未来～なぜ男女共同参画は進まないの？～』
講師	谷口 真由美さん（大阪国際大学准教授）
参加者数	153人（41人）

平成30年度「さんかく塾」公開講演会
滋賀県選挙管理委員会「女性リーダーセミナー」

**おばちゃん目線で
考えるニッポンの未来**
～なぜ男女共同参画は進まないの？～

講師 **谷口真由美さん**
大阪国際大学准教授
全日本おばちゃん党 代表代行

平成30年度さんかく塾
公開講演会
G-NET

2019. 1 / 2 6 (土)
13:30～16:00
滋賀県立男女共同参画センター “G-NETしが”
大ホール（定員300名）

参加無料
託児有り

申込み：裏面申込用紙を当センターへ持参されるか、
郵送、FAX、メールでお申し込みください。
※手続遅延が必要な場合は1月11日（金）までにお申し出ください。

主催：滋賀県立男女共同参画センター/共催：滋賀県選挙管理委員会

広報チラシ



会場の様子

③ 教職員さんかく講座

21世紀に生きる子どもたちが性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、伸びやかに、多様な生き方ができるよう、また、根拠のない性別による役割分担意識を払拭し、真に男女共同参画社会を築けるよう、子どもたちを取り巻く諸問題についての理解を深め、学校の役割を再認識し、これからの教育活動に資することを目的とし開催する。

開催日時 参加者数	テーマ・講師等
6月28日（木） 14:30～16:30 35人（15人）	第1回「伝え続けたいー繋がってくれた漂流少女へー」 講師 橘ジュンさん（NPO法人BONDプロジェクト代表、ルポライター） 内容 講師の経験をとおして生きづらさを抱えた子どもへの支援の在り方について考え、デートDV等への早期対応スキルを学ぶ。
11月15日（木） 13:50～16:30 95人（42人）	第2回 【第1講】 「男女共同参画社会づくり副読本等の活用について」 説明 岸田 修さん （栗東市立葉山中学校教頭・平成29年度中学校用副読本改訂編集委員） 内容 小学校、中学校、高等学校に配布されている副読本の使用状況や学習効果、活用方法について聞く。 【第2講】 「半径3mからの業務改善～忙しすぎる先生、一人ひとりの豊かな人生のために～」 講師 妹尾 昌俊さん（教育研究家・学校マネジメントコンサルタント・文部科学省学校業務改善アドバイザー） 内容 男女共同参画社会づくりに向けた教育や保育の役割を認識し、子どもたちを取り巻く諸問題についての理解を深め、教育活動に資する。

④ デートDV防止啓発セミナー

デートDVについての基礎知識や予防教育の必要性を理解し、デートDV被害者や加害者の相談を受け止め、支援につなげることでできる人材を育成する。

教職員さんかく講座第1回に同じ
参加者数 35人（15人）



第2回



第1回

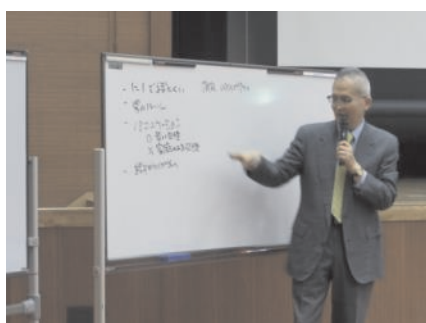
⑤ 市町男女共同参画担当職員研修

男女共同参画社会づくりに向けて、重点課題となっている地域社会における実践活動の推進のため、市町の行政職員が男女共同参画に関する基礎知識を習得するとともに、地域の課題に柔軟に対応し、実践につながる効果的な施策の展開が必要になっている。市町の担当職員が相互に情報交換し、連携を深めながら、共によりよい施策展開が図れることを目的に開催。

(全3回)

開催日時 参加者数	内 容	講 師
4月13日(金) 14:30～16:30 36人(17人)	【講義・ワークショップ】 「男女共同参画の視点で考える働き方改革」 ・男女共同参画の視点で考える「働き方改革」 ・働き方改革実行計画 ・企業とダイバーシティ ・個人とダイバーシティ&ワーク・ライフバランス	牧野 光さん (牧野ダイバーシティ事務所代表取締役社長、ひょうご仕事と生活センター外部相談員)
5月11日(金) 13:30～16:00 14人(7人)	【講義・ワークショップ】 「ダイバーシティ&インクルージョンの実際」 ・ダイバーシティとは ・企業にとってのダイバーシティの目的 ・最大限能力を發揮するとは ・ダイバーシティ&インクルージョンの考えを生かした革新的なアイデアを出す方法	
6月8日(金) 13:30～16:00 12人(5人)	【講義・ワークショップ】 「ワークライフバランス推進のための事業企画」 ・ワーク・ライフバランス推進が企業業績に及ぼす影響 ・長時間労働の是正とタイムマネジメント ・会議の質を上げるダイバーシティ&インクルージョンや男女共同参画、両立支援などについて、具体的な活動につなげる方法	

88人(39人)



第1回



第3回



ワークショップ



⑥ 高校生パートナーシップセミナー

デートDVに関する認識を深め、よりよいパートナーシップについて考えるきっかけづくりとして開催。

開催日・参加者数	テーマ・内容	講師
6月12日(火) 42人(2人)	デートDVについて考えよう	(NPO 法人 SEAN) 遠矢家永子さん 立花初美さん
12月18日(火) 55人(53人) ※2会場同時開催		(NPO 法人 SEAN) 第1教室 遠矢家永子さん 立花初美さん 第2教室 戎多麻枝さん 小林明子さん

97人(55人)



高校生パートナーシップセミナー

⑦ しがWO・MANネット講座

しがWO・MANネット登録団体・グループが、それぞれの活動内容をいかした講座を企画運営するための支援をした。(3団体 10講座 会場は男女共同参画センター)

	講座名・テーマ	開催団体	開催日・参加者数
1	「心の交通整理で、『悩み』みサヨナラ」(4回講座) 講師 井上 知子さん(臨床心理士)	お産&子育てを支える会	9月30日 10月7日 10月21日 10月28日 11月25日 延78人(5人)
2	・美しい姿勢と立ち居振る舞い講座 講師 村上 瞳さん(イメージコンサルタント、ビジュアルアドバイザー) ・色の魔法で『なりたい自分』になる方法 講師 村上 瞳さん(イメージコンサルタント、ビジュアルアドバイザー) ・プロから学ぶメイクアップ講座 講師 ちふれ化粧品ビューティーアドバイザー	NPO法人男女共同参画をすすめる会.I YOU淡海	7月27日 10人(0人) 8月3日 11人(0人) 9月7日 14人(0人)

3	・「あなたの才能を輝かせる星読み講座」 講師 片山 あづささん (Wellbeing School 代表)	Woman's Ship	9月20日 9人(0人)
	・「イライラ・モヤモヤ・ネガティブ感情との上手な付き合い方」 講師 辻 優子さん (日本メンタルヘルズ協会公認心理カウンセラー)		10月12日 4人(0人)
	・「企業と子育ての両立のモチベーションを保つ秘訣」 講師 中川 純子さん (日本ガールテクノロジー協会認定講師)		11月22日 3人(0人)

129人(5人)



「色の魔法で『なりたい自分』になる方法」



「心の交通整理で、『悩み』みサヨナラ」

⑧ 学校支援メニュー

県内学校を対象に、男女共同参画社会づくりに向け学習する機会を提供した。(3回)

開催日	テーマ・内容	会場・対象	参加者数
5月22日(火)	よりよいパートナーシップのために ～デートDVを考える～	聖泉大学	44人(30人)
12月5日(水)	ちがいを認め合える二人になるために ～よりよいパートナーシップを高めよう～	大津市立仰木中 学校2年生	180人(95人)
1月10日(木)	ちがいを認め合える二人になるために ～よりよいパートナーシップを高めよう～	東近江市立愛東 中学校3年生	38人(26人)

262人(151人)

(2) 相談事業

① 相談室の運営

性別による差別的取り扱い、DVやセクシュアル・ハラスメント、その他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関する相談、自立・生き方に関する問題、人間関係に関する問題等の相談に対して、自分で解決していくきっかけとなる総合相談、専門相談として臨床心理士によるDVカウンセリング（年間36回）、弁護士による法律相談（年間12回）を実施した。

<平成30年度相談内容別件数>

(総合相談) 相談件数 2,965 件

主訴内容	件数		構成比 (%)
	全体	内男性数	
全相談件数	全体	2,965	100.0
	内男性数	401	
	不明	202	
自立・生き方の問題	全体	141	4.8
	内男性数	93	
夫婦関係	全体	409	13.8
	内男性数	43	
家族関係	全体	229	7.7
	内男性数	17	
地域職場等その他の人間関係	全体	383	12.0
	内男性数	35	
異性・性の問題	全体	97	3.3
	内男性数	62	
心の健康問題	全体	1,184	39.9
	内男性数	101	
セクハラ・性暴力	全体	8	0.3
	内男性数	2	
金銭トラブルその他	全体	514	18.1
	内男性数	48	
うちDVが関わる相談	全体	424	14.4
	内男性数	24	

年齢	件数		構成比 (%)
	全体	内男性数	
19歳以下	全体	2	0.1
	内男性数	2	
20歳代	全体	104	3.5
	内男性数	44	
30歳代	全体	262	8.8
	内男性数	60	
40歳代	全体	1,074	36.2
	内男性数	33	
50歳代	全体	744	25.0
	内男性数	122	
60歳以上	全体	568	19.1
	内男性数	139	
年齢不詳	全体	211	7.1
	内男性数	1	
	不明	202	
計	女性	2,965	100.0
	男性	401	
	不明	202	

(法律相談) 相談件数 27 件

(DVカウンセリング) 相談件数 93 件

内容	件数		構成比 (%)
	全体	内男性数	
総件数	全体	93	100.0
	内男性数	0	
心理面のケア	全体	91	97.8
	内男性数	0	
法的な事から	全体	0	0.0
	内男性数	0	
子どもとの関わり	全体	2	2.2
	内男性数	0	
夫等との関わり	全体	0	0.0
	内男性数	0	
その他	全体	0	0.0
	内男性数	0	

区分	年度	件数		構成比 (%)
		全体	内男性数	
総件数	全体	27	3	100.0
	内男性数	3		
離婚問題	全体	23	3	85.1
	内男性数	3		
親権・養育費等問題	全体	1	0	3.7
	内男性数	0		
慰謝料・財産与等	全体	2	0	7.4
	内男性数	0		
セクハラ等問題	全体	0	0	0.0
	内男性数	0		
借金等問題	全体	0	0	0.0
	内男性数	0		
土地建物等財産問題	全体	1	0	3.7
	内男性数	0		
その他	全体	0	0	0.0
	内男性数	0		

◆男女共同参画相談の状況

総合相談

区分	年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	構成比 (%)	対前年度 比 (%)	
相談件数	全体	3,110	3,350	3,160	2,437	2,698	2,766	2,926	3,175	2,917	2,592	2,672	3,009	3,214	3,429	2,965	100.0	86.5	
	内男性数	279	306	345	265	305	404	320	377	424	286	295	383	282	362	401			
方法	面接	全体	1,277	1,282	1,264	421	455	516	291	387	465	359	277	243	246	217	246	6.3	113.4
		内男性数	149	138	186	64	86	135	59	67	114	59	44	48	36	37	55		
	電話	全体	1,833	2,068	1,896	2,016	2,243	2,250	2,635	2,788	2,452	2,233	2,395	2,766	2,968	3,212	2,719	93.7	84.7
		内男性数	130	168	159	201	219	269	261	310	310	227	251	335	246	325	346		
主訴内容	自立・生き方の問題	全体	473	538	563	118	75	98	57	97	175	205	194	172	154	70	141	2.0	201.4
		内男性数	28	57	99	14	16	23	2	29	35	21	16	44	66	34	93		
	夫婦関係	全体	853	933	837	611	808	945	624	708	731	615	507	533	463	395	409	11.5	103.5
		内男性数	133	96	98	87	160	209	95	115	149	103	94	112	69	59	43		
	家族関係	全体	639	648	591	347	293	313	272	316	308	284	235	272	252	232	229	6.8	98.7
		内男性数	40	49	41	19	29	32	37	27	41	29	29	48	22	22	17		
	地域職場等その他の人間関係	全体	150	138	182	139	166	143	103	176	168	119	163	238	230	269	383	7.8	142.4
		内男性数	14	11	15	24	16	23	12	16	26	10	18	20	23	30	35		
	異性・性の問題	全体	110	90	46	45	64	58	93	112	125	56	109	87	54	97	97	2.8	100.0
		内男性数	5	9	10	12	9	17	49	75	64	37	75	28	32	47	62		
	心の健康問題	全体	601	749	722	624	715	632	1451	1481	877	823	906	1101	1305	1739	1184	50.7	68.1
		内男性数	16	28	42	28	17	17	60	55	36	14	4	72	22	108	101		
	セクハラ・性暴力	全体	37	34	39	24	8	9	16	16	28	9	10	5	12	3	8	0.1	266.7
		内男性数	2	7	7	1	1	1	5	2	0	0	1	1	1	0	2		
金銭トラブルその他	全体	247	220	180	529	569	568	310	269	505	481	548	601	744	624	514	18.2	82.4	
	内男性数	41	49	33	82	57	82	60	58	73	66	58	58	47	62	48			
うちDVが関わる相談	全体	697	818	825	277	436	412	300	528	672	555	511	563	461	451	424	14.3	94.0	
	内男性数	89	83	56	27	82	91	39	77	59	76	81	143	90	78	24			
年齢	19歳以下	全体	184	123	36	0	4	3	51	64	10	3	1	1	2	1	2	0.0	200.0
		内男性数	10	5	8	0	0	0	49	60	2	1	1	0	0	1	2		
	20歳代	全体	354	422	495	427	384	322	515	568	223	145	152	110	93	80	104	2.3	130.0
		内男性数	9	25	52	15	42	37	52	49	64	39	58	60	47	31	44		
	30歳代	全体	1,437	1,537	1,282	718	777	523	926	835	874	656	660	593	611	569	262	16.6	46.0
		内男性数	138	140	122	68	82	67	51	91	125	94	53	69	42	89	60		
	40歳代	全体	640	751	605	496	462	714	523	876	749	527	578	556	631	734	1074	21.4	146.3
		内男性数	71	64	63	86	50	89	51	83	110	55	95	56	46	35	33		
	50歳代	全体	346	334	514	392	499	646	606	567	708	973	1039	889	1160	1323	744	38.6	56.2
		内男性数	31	30	46	30	43	110	68	63	81	62	64	171	129	127	122		
	60歳以上	全体	101	106	126	88	181	161	190	221	282	203	190	450	535	512	568	14.9	110.9
		内男性数	14	17	31	25	49	39	32	28	40	34	23	25	17	79	139		
	年齢不詳	全体	48	77	102	316	391	397	115	44	71	85	52	107	182	210	211	6.1	100.5
		内男性数	6	19	23	41	39	62	17	3	2	1	1	2	1	0	1		
性別	女性	2,831	3,045	2,815	2,172	2,393	2,362	2,606	2,798	2,493	2,306	2,377	2,706	2,751	2,860	2,362	83.4	82.6	
	男性	279	305	345	265	305	404	320	377	424	286	295	383	282	362	401	10.6	110.8	
	不明													181	207	202	6.0	97.6	

「男女共同参画相談室」総合相談の体制について

- 平成14～22年度 男女共同参画相談員3名体制で実施
- 平成23年度 男女共同参画相談員3名、配偶者暴力被害者支援等心理相談員1名体制で実施
- 平成24年度 男女共同参画心理相談員1名、男女共同参画相談員2名、配偶者暴力被害者支援等心理相談員1名体制で実施
- 平成25年度 男女共同参画心理相談員1名、男女共同参画相談員2名体制で実施
- 平成27年度 男女共同参画心理相談員3名体制で実施

専門相談

(DVカウンセリング)

種類	区分	年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	構成比(%)
DVカウンセリング・平成25年4月より開始	総件数	全体	72	89	80	95	107	93	100.0
		内男性数	0	0	0	0	1	0	
	心理面のケア	全体	43	44	61	90	93	91	97.8
		内男性数	0	0	0	0	1	0	
	法的な事から	全体	1	3	0	0	0	0	0.0
		内男性数	0	0	0	0	0	0	
	子どもとの関わり	全体	0	2	8	5	14	2	2.2
		内男性数	0	0	0	0	0	0	
	夫等との関わり	全体	15	28	11	0	0	0	0.0
		内男性数	0	0	0	0	0	0	
その他	全体	13	12	0	0	0	0	0.0	
	内男性数	0	0	0	0	0	0		
年齢別	19歳以下	全体	0	0	0	0	0	0	0.0
		内男性数	0	0	0	0	0	0	
	20歳代	全体	20	18	22	11	11	0	0.0
		内男性数	0	0	0	0	0	0	
	30歳代	全体	19	38	18	25	6	20	21.5
		内男性数	0	0	0	0	1	0	
	40歳代	全体	8	11	3	22	51	36	38.7
		内男性数	0	0	0	0	0	0	
50歳代	全体	25	17	33	20	25	26	28.0	
	内男性数	0	0	0	0	0	0		
60歳以上	全体	0	5	4	17	14	11	11.8	
	内男性数	0	0	0	0	0	0		
不明	全体	0	0	0	0	0	0	0.0	
	内男性数	0	0	0	0	0	0		

(法律相談)

種類	区分	年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	構成比(%)
法律相談・平成10年7月より開始	総件数	全体	46	41	37	39	34	35	43	44	51	30	22	23	26	27	27	100.0
		内男性数	3	4	3	5	6	6	2	6	9	3	2	2	1	0	4	
	離婚問題	全体	24	15	19	25	21	22	17	29	36	24	18	16	21	25	23	85.1
		内男性数	0	1	1	2	2	3	1	0	6	3	2	0	0	4	3	
	親権・養育費等問題	全体	4	8	1	6	6	5	5	5	6	1	0	0	5	0	1	3.7
		内男性数	0	1	0	0	2	3	1	1	2	0	0	0	0	0	0	
	慰謝料・財産分与等	全体	4	10	6	3	3	7	15	3	2	2	0	4	0	1	2	7.4
		内男性数	1	1	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	セクハラ等問題	全体	3	0	2	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0.0
		内男性数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
借金等問題	全体	4	2	0	2	0	0	1	1	1	2	1	0	0	1	0	0.0	
	内男性数	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
土地建物等財産問題	全体	0	2	5	2	1	0	2	0	3	0	0	0	0	0	1	3.7	
	内男性数	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
その他	全体	7	4	4	1	3	1	1	5	3	1	3	3	0	0	0	0.0	
	内男性数	1	1	0	0	1	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0		
年齢別	19歳以下	全体	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0.0
		内男性数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
	20歳代	全体	7	7	6	8	4	8	1	7	4	1	1	2	1	1	0	0.0
		内男性数	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	
	30歳代	全体	24	14	12	14	15	8	20	13	23	12	10	5	10	9	6	22.2
		内男性数	2	1	0	1	3	3	1	2	1	2	1	1	0	2	0	
	40歳代	全体	9	10	8	6	6	8	10	12	13	8	8	8	11	8	12	44.4
		内男性数	0	1	1	1	0	1	1	0	4	0	1	0	0	1	2	
50歳代	全体	3	5	5	8	7	9	9	8	5	7	3	8	3	7	4	14.8	
	内男性数	0	1	0	0	2	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0		
60歳以上	全体	3	5	5	3	2	2	3	3	6	2	0	0	1	2	5	18.5	
	内男性数	1	1	2	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1		
不明	全体	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	内男性数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

当センター「男女共同参画相談室」においては、相談室開設以来専門相談として法律相談の他、下記の相談を実施していました。

- ※ 平成10年7月～平成18年度 精神科医による「こころと体の相談」実施
- ※ 平成11年度～平成19年度 臨床心理士による「家族問題カウンセリング」実施
- ※ 平成14年度～平成23年度 DV相談実施(平成22・23年度は、家族関係の問題の中にDV問題が潜んでいることが多いことから、「家族相談」に名称変更。)

「男女共同参画相談室」相談状況

(1) 月別相談件数(電話相談・面接相談)

月平均約 247 件の相談が寄せられている。総合相談の合計は、2,965 件で、内 2,719 件の電話相談、246 件の面接相談を行った。男女別件数は、下図のとおりである。

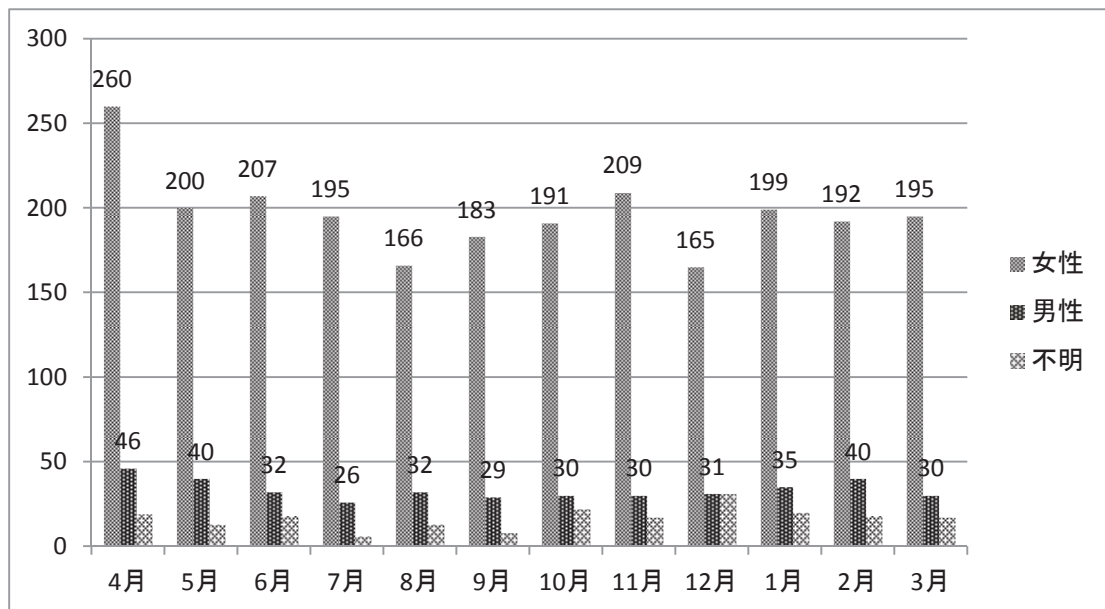
(2) 内容別相談件数

相談内容としては、「心の健康に関する問題」が最も多く 1,184 件あり、次いで夫婦間の問題が 409 件となっている。

また、総合相談中でDVに関する相談者が 424 件と全体の 14.3%を占めている。

(3) 専門相談

弁護士による法律相談は、27 件あり、「離婚に関する相談」が約 9 割以上を占めている。また、臨床心理士によるDVカウンセリングは 93 件となっている。



② 相談ネットワーク

() は男性の数で内数

県機関および各市町の男女共同参画に関する相談機関および相談員による会議等を開催し、ネットワーク化を図った。男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関する相談への理解を深めた。また、事例学習を通じて、市町における男女共同参画の視点を持った相談員の育成や資質向上を図った。

市町DV対策担当・男女共同参画担当者会議 (1回)

日時 平成30年5月17日(木) 13:30~14:20

参加者 市町DV等担当職員・男女共同参画担当者および相談員 56人(12人)

内容 滋賀県のDV対策の現状と課題について等
子ども・青少年局 松井主事

相談員スキルアップ講座

専門家による講義を通して、市町等における男女共同参画の視点を持った相談員の育成および資質向上を図り、相談室相互の連携および関連機関や専門機関との関わりを深めた。

(全3回)

- | | | | |
|-----|-----|--|-------------|
| 第1回 | 日時 | 平成30年5月17日(木) | 14:30~16:30 |
| | 内容 | 「女性相談の実態と支援に関する法律」 | |
| | 講師 | 杉山佐枝子さん(女性の法律事務所パール弁護士) | |
| | 参加者 | 市町等男女共同参画担当課職員および相談員等 | 51人(7人) |
| 第2回 | 日時 | 平成30年8月9日(木) | 13:30~16:00 |
| | 内容 | 「受容・傾聴・共感～ロールプレイを交えて～」 | |
| | 講師 | 若井裕子さん(臨床心理士) | |
| | 参加者 | 市町等男女共同参画担当課職員および相談員等 | 24人(4人) |
| 第3回 | 日時 | 平成30年9月6日(木) | 13:30~16:00 |
| | 内容 | 困難ケースの対応とセルフケア | |
| | 講師 | 宮本由起代さん
(特定非営利活動法人 心のサポート・ステーション代表理事) | |
| | 参加者 | 市町等男女共同参画担当課職員および相談員等 | 30人(3人) |



第1回(杉山佐枝子さん)



第2回(若井裕子さん)



第3回(宮本由起代さん)

(3) 情報発信・調査研究

① 図書・資料室の活用

(ア) 事業概要

男女共同参画社会づくりに関するさまざまな情報・図書資料の収集を行い、図書・資料室において提供するとともに情報を発信した。センターの利用者をはじめ大学や近隣の公立図書館を通じて、男女共同参画の推進に取り組む団体や研究者、市町の担当部門など幅広い層に向けて、専門図書室としての利用を呼びかけた。

また、講座や講演会等の参加者に対して関連テーマ・著者の図書を紹介する出前ブック案内、県内各大学等への関連書籍リストの配付など、男女共同参画の学習・研究支援や図書・資料室の利用拡大に向けた積極的なPRを行った。

利用 状 況	開室日数	300日	ライブラリーツアー回数	6回
	来室者数	12,541人	30年度末蔵書数	61,950冊
	貸出人数	2,160人	出前ブック案内回数	42回
	貸出冊数	9,803冊		

(イ) 「図書・資料室だより」の発行

それぞれの時期に応じたテーマで、お勧めの図書資料や映像メディアを紹介する情報誌「図書・資料室だより」を毎月発行した。

発行月	テーマ	発行月	テーマ
4月	起業を応援する本	10月	新着図書紹介
5月	100 th ANNIVERSARY	11月	女性に対する暴力をなくす運動
6月	男女共同参画週間	12月	おとこもつらいよ
7月	新着図書案内	1月	年をかさねても、いきいきと生きるために
8月	家事の主役は？	2月	世界の女性事情
9月	貧困を考える	3月	新着図書紹介

(ウ) NWE Cパッケージ貸出の活用

NWE C（独立行政法人国立女性教育会館）が提供する男女共同参画をテーマとした図書パッケージ貸出しサービスを活用し、専用コーナーを設け蔵書外の貸し出しを行うなど、図書・資料室の積極的なPRを行った。



G-NET しが[®] NWE C 図書貸出しコーナー



図書・資料室だより 平成30年6月号

(エ) 蔵書と利用状況

※()はビデオ購入等本数(外数)

年度\項目	購入等冊数	利用者数	貸出人数	貸出冊数	貸出券発行数
昭和61年度	4,545	3,365	貸出はS62年度より開始		
昭和62年度	3,912	12,369	516	887	H4年度より 図書管理 システム導入
昭和63年度	3,423	11,731	2,698	4,727	
平成元年度	3,102	17,085	2,785	4,845	
平成2年度	2,827	15,525	3,731	6,389	
平成3年度	4,149	28,486	5,476	9,453	
平成4年度	5,752	46,958	7,592	17,152	1,519
平成5年度	5,214 (35)	60,284	10,376	28,823	1,549
平成6年度	3,718 (32)	50,453	10,809	29,865	1,427
平成7年度	3,079 (14)	63,399	10,849	30,668	1,489
平成8年度	4,038 (20)	63,202	11,996	34,546	1,404
平成9年度	3,300 (4)	47,823	11,676	34,087	1,028
平成10年度	2,897 (31)	46,780	9,225	27,399	773
平成11年度	2,951 (30)	44,915	8,227	24,305	671
平成12年度	2,722 (15)	42,825	7,431	21,807	666
平成13年度	2,877 (62)	48,080	7,269	21,438	593
平成14年度	2,279 (36)	47,960	7,046	20,558	546
平成15年度	2,612 (46)	56,685	7,413	21,047	515
平成16年度	2,398 (48)	50,080	6,762	19,914	473
平成17年度	2,488 (52)	55,045	6,006	17,389	369
平成18年度	2,201 (26)	54,570	6,177	17,658	339
平成19年度	2,364 (19)	54,410	6,335	19,356	282
平成20年度	341 (15)	48,020	4,553	14,404	257
平成21年度	634 (6)	20,456	3,295	10,716	219
平成22年度	965 (12)	13,505	2,745	9,798	735
平成23年度	1,302 (44)	18,195	2,541	9,078	396
平成24年度	863 (3)	12,357	2,368	9,102	331
平成25年度	622 (16)	12,252	2,162	9,051	254
平成26年度	866 (4)	12,197	2,005	7,702	213
平成27年度	768 (5)	11,907	2,118	7,672	228
平成28年度	787 (2)	10,508	1,933	7,491	169
平成29年度	697 (4)	11,807	1,755	7,265	189
平成30年度	703 (5)	12,541	2,160	9,803	201

平成30年度開室日数 300日

平成30年度末蔵書数 61,950冊

図書等の収集基本方針

男女共同参画社会の推進を図るため、その学習・研究に必要な情報(図書・行政資料・ミニコミ誌・ビデオ等)を収集する。

特に次に掲げる項目に重点をおいて収集する。

- ①男女共同参画に関する図書・資料
- ②女性問題、男性問題、ジェンダー(社会的性差)史に関する図書・資料
- ③滋賀の男女共同参画、女性に関する図書・資料
- ④女性団体や地域・グループ・企業など男女共同参画関係団体が発行する図書・資料
- ⑤女性労働・教育に関する図書・資料
- ⑥ジェンダーに係る人権、平和、開発、環境に関する図書・資料
- ⑦外国の女性に関する図書・資料(当面は翻訳本のみ)
- ⑧上記に関する幼児・児童・生徒用図書

② ホームページ・メールマガジン

ホームページの運営

アクセス数 28,387 件
 随時更新



メールマガジン「きてみ～な」配信

毎月はじめ等 (月 1～2回)
 に配信

30 年度末 配信者数 386 人

☆

1) 講座・交流イベントの御案内

＝★ 平成30年度「さんかく塾」公開講演会(再掲) ★＝

『おばちゃん目線で考えるニッポンの未来
 ～なぜ男女共同参画は進まないの?～』

誰もが生き生きと自分らしく生きるために男女共同参画の「今」を知り、政治を身近に感じて学べる講座です。
 滋賀県選挙管理委員会「女性リーダーセミナー」共催です。
 どなたでもお気軽に御参加ください。

◇日 時 1月26日(土) 13:30～16:00
 ◇講 師 谷口 真由美さん
 (大阪国際大学准教授 全日本おばちゃん党代表代行)
 ◇場 所 当センター 大ホール
 ◇定 員 300名
 ◇参加費 無料
 ◇託 児 無料 詳しくは、2) コーナー末欄(↓)を参照。
 ※手話通訳が必要な場合は1月11日までにお申し出ください。

チラシリンク先▼
<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/g-net/files/juku30-4.pdf>

◇ [お 申 込 ・ お 問 合 せ] ◇
 滋賀県立男女共同参画センター“G-NETしが”
 TEL: 0748-37-3751
 FAX: 0748-37-5770
 メール: g-net@pref.shiga.lg.jp
 ◇

③ 情報誌『G-NET しが』の発行

◇ 年2回発行（3月・12月）

- ・ A4版(三つ折りにして)全6ページ
- ・ 発行部数： 35号 5,000部 36号 6,000部
- ・ 送付先：特集テーマにより決定。(主な送付先：県内市町、保・幼・小・中・高・大学・専門学校等の教育機関、図書館、公民館などの公共施設、企業、商工関係団体等)
- ・ 内容については、男女共同参画の現代的な課題を特集テーマとして組み、センター事業や女性活躍推進課からの情報などを県民の皆さんの目線でわかりやすく掲載。

◇ 特集のテーマ、内容

VOL. 3 5

- ★女性のチャレンジシンポジウム支援事業
- ★女性のチャレンジシンポジウム
- ★ビズチャレンジ相談
- ★チャレンジショップ体験
- ★びわこ一周さんかくセンターめぐり
- ★G-NETしが推進員による研修
- ★センター内図書・資料室より
- ★男女共同参画相談室より

女性チャレンジシンポジウム
 得意に自信を持って新しい事業や挑戦を持つ女性や、スタートアップの女性起業家、活躍を望む女性、スタートアップを始めたばかり、新しい挑戦を行う女性に学ぶための機会を創出します。

基調講演 テーマ 変革や逆風から「いのち」を守るために
 ■講師 文美月さん
 (株式会社ビュテュフェイスマイル代表取締役 / リトルムーブインターナショナル株式会社代表取締役社長)

【文美月の声】
 ◆女性の人生経験を通じて得た貴重なお話を聞かせていただき、本当にありがとうございました。
 ◆健康を害しては行かないと思います。
 ◆挑戦を怠ったことが後悔を呼び、行ないたいと思います。

交流会
 テーマ 経験者お話を学ぶ方法
 ■各テーブルコーディネーター

一息目の息がでるまで5分！
 『暮らしが大切なこと』と云ふよりも、意外の心のゆらぎ、二重目以降の壁、社会の壁だったりします。その壁を乗り越えていきたいものです。今回の交流会で新たなネットワーク【人生100年時代】ができました。いつまでもつながり続けるために、私たちは生き方を検討しています。私は、もっと挑戦を社会に発信していきたいと思っています。

【参加者の声】
 ◆同じテーブルになった皆さんに、自分の不安な気持ちも共有していただきありがとうございました。またコーディネーターからアドバイスもいただきました。積極的になれます。参加しました。
 ◆お話を聞いて、自分の不安な気持ちも共有していただきありがとうございました。またコーディネーターからアドバイスもいただきました。積極的になれます。参加しました。
 ◆自分自身がまだ進んでいける気が、勇気をもらいました。自分自身がまだ進んでいける気が、勇気をもらいました。

【参加者お話を学ぶ方法】
 ◆お話を聞くだけでなく、お話しがうまくなりたい。お話しがうまくなりたい。お話しがうまくなりたい。
 ◆お話を聞くだけでなく、お話しがうまくなりたい。お話しがうまくなりたい。お話しがうまくなりたい。

VOL. 3 6

- ★さんかく塾ダイジェスト
- ★G-NETフェスタ 2018 レポート
- ★G-NETカフェレポート
- ★女性活躍推進企業について
(女性活躍推進課より)
- ★数字で見る男女共同参画キホンのキ

平成30年度「さんかく塾」調査ダイジェスト

さんかく塾は、男女共同参画の「今」を知り、
 だれもが生き生きと自分らしく暮らすためのヒント
 を学ぶ講座です。

第1回(6/17)
 『人生をすやかに生きる
 ～男らしさから自分らしさへ～』
 吉岡俊介さん
 (シニア産業カウンセラー)

男性の役割分担の現場から見ると「男性の生きづらさ」や「男らしさの縛り」の背景にあるコンプレックス(社会的・文化的に作り出された性別的役割)や、ストレスとうまく付き合いながらよりよい人間関係を築くために、①「しなやかに、柔軟に」対応することが重要だ。②「自分らしさ」を大切にしながら、自分自身の価値を認めることが重要だ。③「自分らしさ」を大切にしながら、自分自身の価値を認めることが重要だ。

第2回(7/14)
 『いざというときに備える！
 ～誰かが安心・安全な避難場所を確保するために～』
 池田恵子さん
 (特南大学教育学部教授)

災害発生時の被害がクラスアップされることが多いが、防災意識を高め、備えをしておくことで、災害から多様な被害を減らすことが可能だ。防災意識を高め、備えをしておくことで、災害から多様な被害を減らすことが可能だ。

第3回(8/4)
 『「息子」が介護するということ
 ～これからの時代
 あったか介護とは～』
 斎藤真緒さん
 (立命館大学産業社会学部教授)

男性介護者やケアワーカーの現状や必要な支援について、少子高齢化と介護の課題を「介護者支援」という視点から示していただきました。介護には様々な役割の人が力を合わせている介護者やケアワーカーのワーク・ライフ・バランスを保つために、会社や地域、行政と連携して、お互いに助け合える仕組みづくりを求めています。『介護』を志すには自分自身もこれからの時代をよりよく生き残るために必要なスキルであるということも教えていただきました。

(4) 交流・活動の支援

() は男性の数で内数

① G-NETしがフェスタ

県内の団体・グループ等が自主的に企画運営する交流事業を支援した。

開催日	内 容 等
12月2日(日)	「G-NETしがフェスタ2018」 メインテーマ 響かせよう つなぎ つながり 助け合う心 オープニング 仙&団長 ハートフルライブ クロージング あかね児童合唱団コンサート 『響かせよう 歌声にのせて』 各団体企画 25ブース

参加者数 延2,564人(635人)

フェスタ開催チラシ



フェスタ開催プログラム





オープニング



クロージング



展示企画



館内マルシェ



ホール



子ども向けブース



舞台発表

②5センター連携事業「びわ湖一周さんかくセンターめぐり」

地域住民への男女共同参画の意識啓発を図るため、男女共同参画週間の時期に合わせ、県と県内4市の男女共同参画センターが連携して啓発事業を開催した。(県内5会場)

会場	開催日	事業・参加者数
大津市男女共同参画センター	6月23日(土) ～29日(金)	図書展示「さんかくブックフェア」 21人(0人)
彦根市男女共同参画センター ウィズ	6月23日(土)	公開講演会『東アジアの非婚化時代に生きる 「おひとりさま」事情』 (滋賀県立大学 横田祥子さん) 51人(7人)
高島市働く女性の家 ゆめばれっと高島	6月29日(金)	映画上映会&カフェトーク 「落語娘」 29人(4人)
米原市男女共同参画センター	6月30日(土)	ビデオ鑑賞&カフェトーク 誰もがその人らしく「-LGBT-」 えすしいマルシェ 68人(10人)
県立男女共同参画センター G-NETしが	6月23日(土)	映画上映会&カフェトーク 「オフサイドガールズ」 27人(15人)

総参加者数 196人(36人)



広報チラシ



参画週間のぼり

③ G-NETしが推進員、しがWO・MANネット登録団体会議および交流会

県およびセンターの施策や事業内容について周知するとともに登録団体・グループが情報交換を行い、団体相互の連携や自主的な活動の推進を図る場を設けた。

開催日	内容等	参加者数
4月21日(土)	平成30年度の施策および事業内容等について ・男女共同参画センター事業 ・女性活躍推進課事業 ・生涯学習課事業 平成30年度の活動に向けて ・しがWO・MANネット講座について ・G-NETフェスタについて	18人(3人)
3月20日(水)	ジェンダーコロキウム(滋賀県立大京楽ゼミ卒論発表会) 平成30年度の活動報告および意見交流会	13人(4人)

④ 共催・協働事業

様々な団体や自治体との共催・協働により事業を実施することにより、多様な視点から男女共同参画についてアプローチすることができ、幅広い層に意識の浸透を図ることができた。(10回)
(しがWO・MANネット講座を除く)

開催日	開催団体	事業内容	実施事業名	参加者数
6月30日(土)	[協働事業事務局] ・湖国女性農業推進委員協議会 ・滋賀県生活研究グループ協議会 ・しが農業女子100人プロジェクト ・株式会社パソナ農援隊 ・滋賀県(農業経営課)	共催	女性のためのアグリカフェ	46人(9人)
7月25日(水)				18人(0人)
9月19日(水)				11人(0人)
10月17日(水)				32人(3人)
10月5日(金)			女性農業者のための経営塾	34人(4人)
10月26日(金)				31人(2人)
11月30日(金)				27人(2人)
12月14日(金)				26人(2人)
1月8日(火)			女性農業者のための経営塾 個別相談会	7人(1人)
1月18日(金)				21人(1人)
2月1日(金)				63人(12人)
11月28日(水)	滋賀県職業能力開発協会	共催	平成30年度滋賀県職業能力開発促進大会	240人(200人)
11月10日(土)	近江八幡市男女共同参画市民のつどい実行委員会	共催	近江八幡市男女共同参画市民のつどい	108人(41人)

664人(277人)

⑤ 視察見学団体等との交流

他府県等から視察見学に来館した団体との意見交換により資質の向上を図った。(3回)

開催日	訪問団体および関係者数	内 容
6月15日(金)	香川県 2人(0人)	男女共同参画センターの見学
10月18日(木)	宮崎県議会 13人(11人)	男女共同参画センターの見学
11月29日(木)	彦根市人権教育推進協議会および彦根市内事業所人権啓発担当 25人(4人)	男女共同参画センターの見学

40人(15人)

⑥ G-NETカフェ

男女がともに幸せを感じ、暮らしやすさを実感するため、あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、多様な主体と連携し、日々の暮らしが抱える課題について情報共有し、ともに考え、つながり、活動の輪を広げる場として「G-NETカフェ」を開催。

開催日	テーマ	ファシリテーター等	連携先等	会場・参加者
4月28日(土)	シネマトーク 「ホーム・スイートホーム」	ボランティア (G-NET推進員 富山郁子さん)	NPO法人男女共同参画をすすめる会IYOU淡海・図書資料室	ランチスペース 22人(4人)
6月23日(土)	シネマトーク 「オフサイド・ガールズ」			ランチスペース 13人(6人)
8月25日(土)	シネマトーク 「ムーミン谷の彗星」			ランチスペース 25人(10人)
10月20日(土)	シネマトーク 「みずぎ」			ランチスペース 23人(3人)
12月22日(土)	シネマトーク 「グッモーエビアン」			ランチスペース 10人(4人)
2月23日(土)	シネマトーク 「ロバート・イーズ」			ランチスペース 41人(10人)
8月26日(日)	おやこdeわくわくクッキング	秋山久美さん 松並真由さん (Humpty Dumpty料理教室)	社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会	調理室・ランチスペース 16人(2人)
11月8日(木)	女性の起業を応援する会 ブラッシュアップセミナー	片桐かほりさん 西山彰子さん	女性の起業を応援する会	ランチスペース 23人(1人)
12月16日(日)	滋賀で働く女性のためのネットワークキングカフェ	矢倉由美子さん	Office tome	講習室 10人(0人)
12月19日(水)	男女共同参画キホンのキ	センター所員		ランチスペース 15人(3人)
3月21日(木)	女性の社会参画支援	木村由貴さん (気功講師)	MINORI Lab	旧水口図書館 6人(0人)

199人(41人)

(5) 女性のチャレンジ支援

① スタート講座（3回連続）

自分の能力を活かした起業などによる社会参画をする女性に、情報交換やネットワーク作り、市町や商工会等主催による研修受講前の心構えや基本的スキルの習得の場を提供し、それぞれがもつ不安や悩みを解消し、夢へのチャレンジを継続できることを目的に実施した。



開催日時・内容

I 平成30年5月16日（水）10：00～12：00
「イマドキの起業スタイル～先輩の事例から学ぶ」

II 平成30年5月23日（水）10：00～12：00
「『やりたいこと』見える化」

III 平成30年5月30日（水）10：00～12：00
「自分の「強み」を活かして仕事を創る」

講師 三根早苗さん

（有限会社パワーエンハンスメントわく
らく代表取締役社長）

参加人数 合計53人（0人）



② チャレンジシンポジウム

起業に向けてチャレンジしたいと意欲を持つ女性が、身近な先輩の体験談や専門家のアドバイスから、切れ目なく思いを持ち続け、自らのスキルアップを図るために開催した。

開催日時 平成30年10月14日（日） 13：30～16：30

内 容

第Ⅰ部

基調講演 「家族や社会から『いいね！』を得るために」

講 師 文 美月さん（株式会社ビューティフルスマイル代表取締役、リトルムーン
インターナショナル株式会社創業者・現取締役副社長）

第Ⅱ部

交 流 会 テーブルトーク

メンター 文 美月さん（リトルムーンインターナショナル株式会社取締役副社長）
西山 彰子さん（an fun代表）
桂田佳代子さん（京なか株式会社）
地野 裕子さん（株式会社ルウルウ商會）
矢倉由美子さん（Office tome代表）
山下 弓さん（ライフプランニングDUO代表）

参加人数 合計 46人（7人）

チャレンジシンポジウム



基調講演



交流会



チャレンジショップ出店

③ ステップアップ講座（3回連続）

自分の能力を活かした起業などによる社会参画をする女性に、チャレンジの本格展開や拡大に向けて重要となる視点や知識の習得の場を提供し、情報交換や参加者の交流をとおして、それぞれがもつ不安や悩みを解消し、夢へのチャレンジを継続できることを目的に実施した。

開催日時・内容

- I 平成31年2月20日（水）10：00～12：00
「起業に向けてやるべきこと（届出・許認可等）」
- II 平成31年2月27日（水）10：00～12：00
「知っておくべき起業の“お金”」
- III 平成31年3月6日（水）10：00～12：00
「“どうやって売るか”を考える」

講師 西山彰子さん（an fun代表）

参加人数 合計83人（0人）



④ チャレンジショップ体験

自分の能力を活かした起業やNPO法人での活動等にチャレンジする女性に対し、実践を学ぶ場を提供し、男女共同参画の実現に向けた支援として、その経験や培った能力を社会で十分に発揮できるよう促すことを目的とし実施した。

実施回数計 11 回（うちアドバイザーによるアドバイス 4 回）

出店数 48

参加人数 1,037 人（82 人）

出店の様子

回数	日程	出店者数
1	5月16日（水）	1
2	5月30日（水）	2
3	6月22日（金）	1
4	9月17日（祝）	14
5	9月26日（水）	3
6	10月8日（月）	3
7	10月14日（日）	6
8	2月20日（水）	4
9	2月27日（水）	6
10	3月6日（水）	7
11	3月29日（金）	1

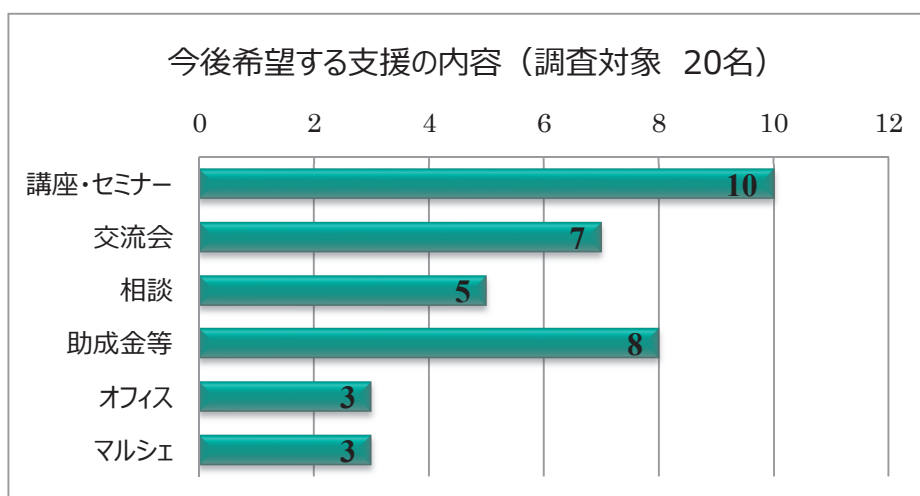
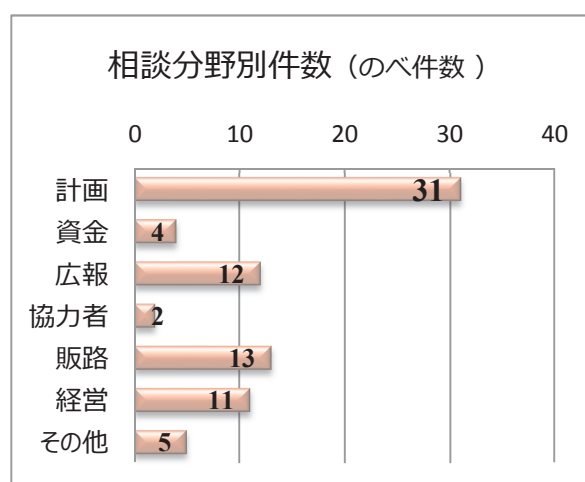
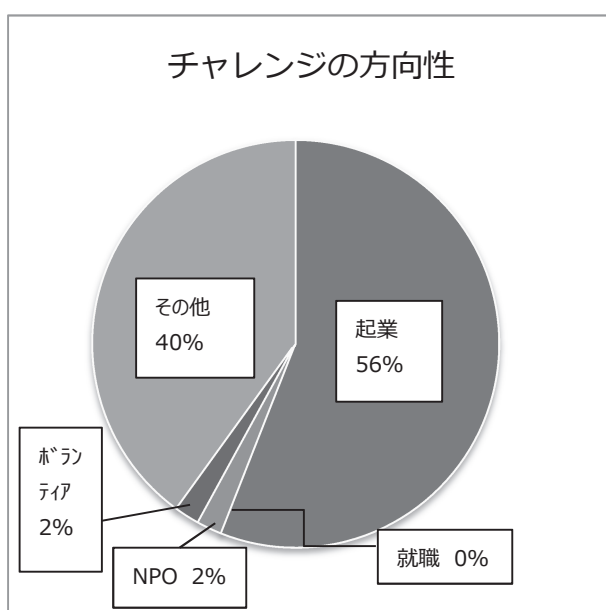


⑤ 女性のためのビズ・チャレンジ相談

「起業したい!」「地域活動・NPO活動などを発展させて収益事業を展開したい!」「ビジネスをもっと広げたい!」など、チャレンジする女性をサポートするための個別相談を実施。相談は、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（滋賀県よろず支援拠点）が対応。

(要予約)

相談日 月2回（火曜日と日曜日） 年間24回の実施
 相談時間 3枠（9時30分～、10時30分～、11時30分～）
 予約電話 0748-37-3751
 相談延べ件数 58件



(6) その他

① G-NETシネマ

図書・資料室の所蔵ビデオの中から、ジェンダーの視点に立った作品を上映。
(年間6回実施)

開催実績

開催日	上映映画タイトル	参加者数 (人)		
		男性	女性	計
4月28日(土)	ホームスイートホーム	11	31	42
6月23日(土)	オフサイドガールズ	15	12	27
8月25日(土)	ムーミン谷の彗星	12	17	29
10月20日(土)	みすゞ	13	36	49
12月22日(土)	グッモーエビアン	11	17	28
2月23日(土)	ロバート・イーズ	9	28	37
計	6回	71	141	212

開催概要

事業ボランティアの分かりやすい解説により、男女共同参画を考えるきっかけとなるよう企画した。親子や夫婦での参加もあり、家族に共通の話題提供ができた。

G-NETシネマ
2018
年度

自分らしく輝く生き方のヒントになる映画を、隔月で上映しています。お気軽にお越しください！

<div style="text-align: center; background-color: #006699; color: white; padding: 2px;">4月28日(土) 13:30~</div> <div style="text-align: center; background-color: #006699; color: white; padding: 2px;">ホームスイートホーム</div> <p style="font-size: 0.7em;">2001年/112分/監督：家山嘉夫/原作-脚本：松山善三 出演：津山真 夏川静江 高田浩吉 他 元オセロ選手の祖父は認知症で、祖母でも介護でも力の限り働いて帰国する毎日。家族の苦悩は限界に達していた。そしてある決断をする。それは祖父のグループホームにおばあさんが30日に祖父を置き去りにすることだった。</p>	<div style="text-align: center; background-color: #006699; color: white; padding: 2px;">6月23日(土) 13:30~</div> <div style="text-align: center; background-color: #006699; color: white; padding: 2px;">オフサイドガールズ (学芸作品)</div> <p style="font-size: 0.7em;">2006年/イラン/92分/学業/監督：シロアル・バハセ イランで、サッカーは国家的なスポーツ。男の子みんなサッカーが大好き。けれど、女性が男性のスポーツをスタジアムで観戦することは禁止されている。そんな中、代表チームのワールドカップ出場をかけた大舞台に一般が観戦できるでなければならぬ……！スタジアムで観戦する立場に少女たちが考えた策……それが、興行だった！国際の最終予選を舞台に、ルールに逆らって観入禁止の会場に突き進んだ。</p>
<div style="text-align: center; background-color: #006699; color: white; padding: 2px;">8月25日(土) 13:30~</div> <div style="text-align: center; background-color: #006699; color: white; padding: 2px;">ムーミン谷の彗星 (アニメーション)</div> <p style="font-size: 0.7em;">1992年/62分/原作：トベ・子爵/監督：斎藤博 真っ黒な雲がムーミン谷をおおい黒い霧を降らせたら、科学者ジャコウネズがムーミンの森にやってきて黒い魔法。「この世は壊れる」。ムーミンたちはすっかすっかおぼえてしまった。ムーミン谷におおむね山崩れでつべんある文化村を異変を察知するおぼろげな、よびおぼろげな文化村でムーミンたちが見たものは、不気味な黒い霧を降らせながら迫ってくる大きな隕石だったのです！</p>	<div style="text-align: center; background-color: #006699; color: white; padding: 2px;">10月20日(土) 13:30~</div> <div style="text-align: center; background-color: #006699; color: white; padding: 2px;">みすゞ</div> <p style="font-size: 0.7em;">2004年/日本/105分/監督：吉川康弘 出演：田中真実、吉原真由、中村イサ子 天才詩人の童謡詩人、金子みすゞの短くも波瀾に満ちた生涯を端正な映像で描く珠玉の伝記作品。昭和初期にかけて活躍した童謡詩人、金子みすゞ。 "絵と、小鳥と、それから私、みんなちがって、みんなしひび"</p>
<div style="text-align: center; background-color: #006699; color: white; padding: 2px;">12月22日(土) 13:30~</div> <div style="text-align: center; background-color: #006699; color: white; padding: 2px;">グッモーエビアン</div> <p style="font-size: 0.7em;">2013年/106分/監督：山本透/原作：高田トコ/出演：大泉洋 結婚二人暮らししている元パン・カンパのギタリスト、17歳で未婚の母に似たシングルマザーの少女と、母を失った少女の母が2年ぶりです。そして2年経ち、海外で放浪生活を送っていた遺物父親のヤリが突然異変で来て3人の生活が始まる。 新世代音楽ムービーの誕生！</p>	<div style="text-align: center; background-color: #006699; color: white; padding: 2px;">2019年 2月23日(土) 13:30~</div> <div style="text-align: center; background-color: #006699; color: white; padding: 2px;">ロバート・イーズ (学芸作品)</div> <p style="font-size: 0.7em;">2000年/イギリス/90分/監督：カイト・デイス ロバート・イーズ。女性として生まれる。2原の結婚。2原の出生。そして35歳で性転換手術を受け、男性として生きる道を選んだ。性別一性転換を扱った一人の人間の苦悩と愛を描いたドキュメンタリー。"男"の意識は年々カチカチと固まった。勇気ある勇躍な内容。2001年ゲン・アラン・ス・2国際映画祭ゴールデングート賞(グランプリ) 他数多く受賞。</p>

※上映日時および上映作品については変更の場合がございます。センターHP等でご確認ください。

毎 回 参 加 無 料 & 申 込 不 要 !!

<ul style="list-style-type: none"> ◆場 所：近江八幡市岡前町80-4 滋賀県立男女共同参画センター G-NETしが 視聴室【定員：80名】 ◆託 児：無料（対象：6ヶ月～就学前、定員あり。） ※1週間前までにお申し込みください。 ※集団託児において配慮を要するお子さんは、事前にご相談ください。 ◆その他：10名以上の団体利用は事前にご相談ください。 ◆お問い合わせ先：電話 0748-37-3751 	
--	--

② 託児室の運営

センターが主催・共催する講座や相談事業に、子育て中の方が安心して参加できるよう、センター内において、保育士を含む専門のスタッフによる無料託児サービスを提供した。

マザーズジョブステーション（以下MJSという）の利用者に対しては、予約無しでいつでも利用できる託児サービスを提供し、相談やセミナーを活用しやすくした。

託児事業の概要

託児対象

次の①～④のいずれかの該当者より申込みのあった生後6か月から小学校就学前の健康な乳幼児

- ①MJSの相談あるいはセミナー等の利用者
- ②センターが主催または共催する講座やセミナー等の事業参加者
- ③男女共同参画相談室や女性のためのチャレンジ相談を利用する相談者
- ④図書・資料室等のボランティア従事者等、センターが託児を必要と認めるもの

託児利用方法

センターの各事業窓口・担当者を通じて申し込む。

利用料は無料で、各事業の参加時間中のみ利用可能。

託児数実績

（単位：人）

	MJS 相談等	MJS 講座	研修 講座	参画 相談	チャレンジ 相談	G-NET シネマ	ボラン ティア	共催・ その他	計
上半期	380	179	4	9	20	3	0	28	623
下半期	343	121	7	9	34	4	0	56	574
年間計	723	300	11	18	54	7	0	84	1,197

※MJS相談等には、就職面接による託児を含む。

託児ルーム企画講座

（ ）は大人男性の数で内数

開催日	テーマ	参加者数
7月22日	親子で楽しむおはなし会	23人 (2人)
8月19日	マジック&ジャグリングショーとバルーンアート	38人 (1人)

2 施設利用状況

(1) 月別利用者数

	主催事業参加者 (人)	貸館事業参加者 (人)	図書資料室利用者 (人)	視察見学者 (人)	託児室利用者数 (主催事業) (人)	男女共同参画面接 相談者数 (人)	マザーズジョブ 利用者数 (人)	合計 (人)	開所日数 (日)	1日当たり 平均利用者 (人)	中学生以下の利用者 (内数) (人)
4月	170	5,678	920	0	91	24	261	7,144	25	286	176
5月	348	3,917	984	0	129	37	246	5,661	26	218	367
6月	495	6,301	1,014	4	231	29	271	8,345	26	321	533
7月	150	5,102	1,087	0	161	23	259	6,782	26	261	350
8月	264	3,650	1,041	0	165	36	252	5,408	25	216	418
9月	588	4,098	1,144	0	270	36	389	6,525	26	251	503
10月	738	6,389	1,224	17	215	37	421	9,041	25	362	795
11月	763	6,922	1,033	34	170	38	256	9,216	25	369	465
12月	4,479	6,118	913	0	113	27	156	11,806	23	513	1,740
1月	309	2,854	962	0	127	21	238	4,511	23	196	203
2月	339	6,532	1,027	0	174	27	258	8,357	24	348	533
3月	192	6,124	1,192	0	183	31	318	8,040	26	309	459
H30年度 計(A)	8,835	63,685	12,541	55	2,029	366	3,325	90,836	300	303	6,542
H29年度 計(B)	7,709	68,012	11,807	56	1,877	351	3,023	92,835	299	310	8,064
対前 年比 (A÷B)	114.6%	93.6%	106.2%	98.2%	108.1%	104.3%	110.0%	97.8%	100.3%	97.5%	81.1%

(2) 部屋別利用者数

※上段…女性利用者 下段…男性利用者 児…中学生以下の利用者 ()書き…内数表示

区分 名称	平成29年度			平成30年度			平成30年度 利用者数の 対前年比	平成30年度 利用日数	平成30年度 利用率 利用日数 / 開所日数
	主催事業	一般利用	小 計	主催事業	一般利用	小 計			
大ホール	2,516	18,414	児 (2,955)	2,760	15,927	児 (2,024)	94.8%	189	63.0%
	839	15,944	37,713	1,113	15,955	35,755			
研修室A	241	3,588	児 (204)	104	3,427	児 (127)	95.9%	242	80.7%
	103	3,139	7,071	43	3,206	6,780			
研修室B	8	1,993	児 (143)	8	1,624	児 (90)	72.8%	245	81.7%
	7	2,319	4,327	3	1,515	3,150			
研修室C	0	3,064	児 (94)	14	2,448	児 (80)	68.9%	253	84.3%
	0	1,784	4,848	2	878	3,342			
特別会議室	81	138	児 (77)	95	188	児 (5)	122.2%	54	18.0%
	36	384	639	48	450	781			
調理実習室	22	431	児 (35)	37	383	児 (52)	85.4%	28	9.3%
	32	186	671	14	139	573			
視聴覚室	171	3,721	児 (309)	214	3,147	児 (161)	86.1%	151	50.3%
	86	5,401	9,379	88	4,626	8,075			
トレーニングルーム	98	4,407	児 (592)	90	4,583	児 (554)	104.1%	211	70.3%
	54	576	5,135	70	600	5,343			
茶 亭	0	0	児 ()	0	76	児 (1)	-	6	2.0%
	0	0	0	0	12	88			
テニスコート	0	36	児 (34)	0	16	児 (13)	69.0%	22	7.3%
	0	93	129	0	73	89			
団体交流室	0	973	児 (34)	35	1,087	児 (40)	115.0%	118	39.3%
	0	108	1,081	27	94	1,243			
幼 児 室	1,364	0	児 (1,067)	1,404	0	児 (1,184)	108.1%	300	100.0%
	513	0	1,877	625	0	2,029			
展示ギャラリー	306	664	児 (513)	521	209	児 (192)	60.5%	9	3.0%
	55	649	1,674	145	137	1,012			
図書・資料室	7,090	0	児 (1,920)	7,634	0	児 (1,677)	106.2%	300	100.0%
	4,717	0	11,807	4,907	0	12,541			
視 察 見 学	45	0	児 ()	13	0	児 ()	98.2%	3	-
	11	0	56	42	0	55			
男女共同参画相談室	309	0	児 ()	366	0	児 ()	120.8%	300	100.0%
	42	0	351	58	0	424			
合 計	12,251	37,429	児 (7,977)	13,295	33,115	児 (6,200)	93.7%	300	-
	6,495	30,583	86,758	7,185	27,685	81,280			
開所日数	1日平均	299日	290人/日	300日	271人/日				-

各年度、次の各事業等参加人数は「主催事業」の「合計」欄には含まれていません。

平成29年度 MJS利用者(3,023人)、学校支援メニュー(54人)、チャレンジ相談(97人)、ボランティア(4人)、ランチスペース(2,063人)、講習室利用者(892人)

平成30年度 MJS利用者(3,325人)、学校支援メニュー(265人)、チャレンジ相談(102人)、ランチスペース(1,874人)、講習室利用者(1,218人)

3 利用者数の推移

	主催事業 参加者	貸館事業 参加者	図書資料室 利用者	視察見学者	託児室 利用者数	男女共同 参画面接 相談者数	マザーズジョブ ステーション 利用者数	合 計	開 館 日	1日あたり 平均利用者	中学生以下の 利用者(内数)
S61年度(12月~3月)	1,177人	17,455人	3,365人	1,881人				23,878人	94日	254人	-
S62年度	6,098人	65,635人	12,369人	4,105人				88,207人	303日	291人	4,876人
S63年度	5,161人	64,876人	11,731人	1,401人				83,169人	297日	280人	4,678人
H 元年度	4,519人	63,854人	17,085人	1,320人				86,778人	303日	289人	6,019人
H 2年度	5,566人	71,232人	15,525人	1,147人				93,470人	302日	310人	4,604人
H 3年度	7,644人	77,132人	28,486人	723人				113,985人	302日	377人	7,055人
H 4年度	6,630人	68,622人	46,958人	410人				122,620人	300日	409人	11,761人
H 5年度	18,413人	74,072人	60,284人	556人				153,325人	298日	515人	14,691人
H 6年度	19,059人	76,348人	50,453人	202人				146,062人	298日	490人	11,509人
H 7年度	18,173人	67,191人	63,399人	298人				149,061人	302日	494人	12,802人
H 8年度	22,526人	69,864人	63,202人	255人				155,847人	303日	514人	10,954人
H 9年度	12,708人	64,437人	47,823人	332人				125,300人	300日	418人	10,012人
H10年度	11,239人	67,664人	46,780人	110人				125,793人	300日	419人	5,966人
H11年度	8,837人	59,536人	44,915人	273人				113,561人	299日	380人	7,558人
H12年度	8,645人	67,148人	42,825人	132人				118,750人	303日	391人	6,790人
H13年度	11,794人	69,316人	48,080人	112人				129,302人	305日	424人	7,848人
H14年度	8,894人	66,207人	47,960人	132人				123,193人	303日	407人	8,052人
H15年度	9,225人	76,884人	56,685人	248人				143,042人	301日	475人	8,958人
H16年度	11,393人	66,114人	50,080人	283人				127,870人	298日	429人	7,669人
H17年度	12,492人	75,296人	55,045人	37人				142,870人	297日	481人	8,533人
H18年度	12,529人	73,475人	54,570人	85人				140,659人	298日	472人	8,726人
H19年度	11,273人	72,986人	54,410人	142人	1,052人	532人		140,395人	302日	465人	9,297人
H20年度	10,055人	74,078人	48,020人	107人	530人	482人		133,272人	299日	446人	7,825人
H21年度	13,553人	66,422人	20,456人	35人	341人	516人		101,323人	301日	337人	4,553人
H22年度	16,029人	77,368人	13,505人	128人	614人	291人		107,935人	298日	362人	6,909人
H23年度	20,245人	72,934人	18,195人	40人	1,762人	472人	965人	114,613人	298日	385人	7,556人
H24年度	19,449人	68,709人	12,357人	69人	2,997人	516人	3,047人	107,144人	302日	355人	8,672人
H25年度	15,784人	72,250人	12,252人	67人	2,824人	461人	2,987人	106,625人	301日	354人	9,504人
H26年度	13,135人	76,311人	12,197人	79人	2,699人	388人	3,314人	108,123人	300日	360人	8,551人
H27年度	13,627人	72,509人	11,907人	29人	2,169人	346人	3,313人	103,900人	302日	344人	8,695人
H28年度	10,303人	62,812人	10,508人	14人	1,860人	367人	3,290人	89,154人	297日	300人	6,207人
H29年度	7,709人	68,012人	11,807人	56人	1,877人	351人	3,023人	92,835人	299日	310人	8,064人
H30年度	8,835人	63,685人	12,541人	55人	2,029人	366人	3,325人	90,836人	300日	303人	6,542人
合 計	382,719人	2,250,434人	1,105,775人	14,863人	20,754人	5,088人	23,264人	3,802,897人	9,705日	392人	261,436人

※相談事業(面接)、託児事業については、平成19年度分より計上。マザーズジョブステーションは、平成23年度開設。

VI 施設・設備

1 本館

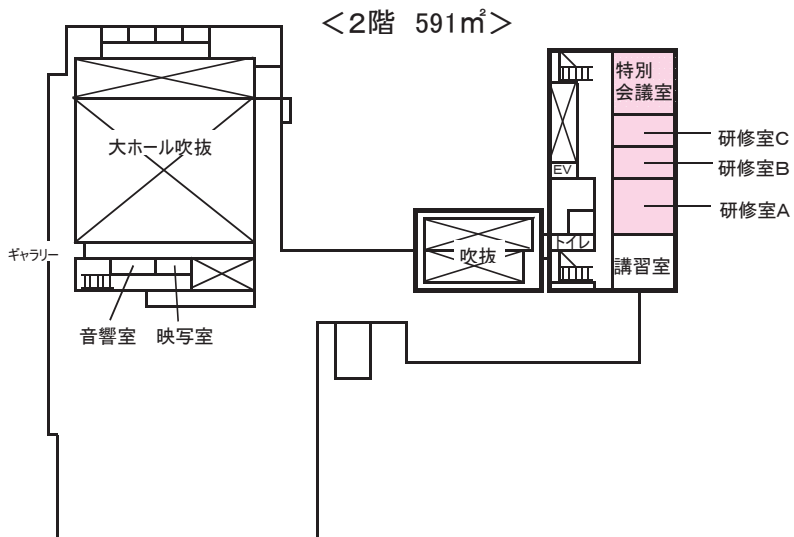
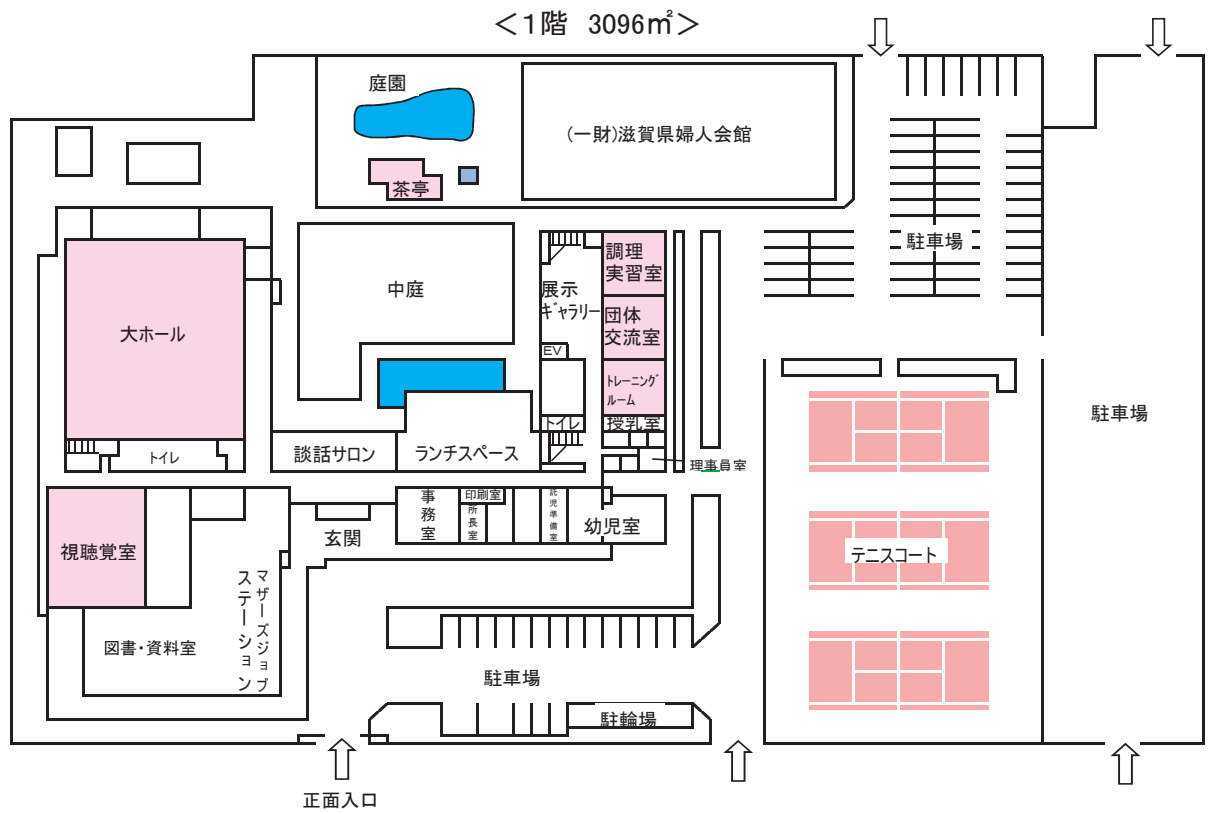
名 称	面積 (㎡)	概要
(1 階)	3,096	
大 ホール (多目的ホール)	579	ステージ付、電動移動椅子468席、補助椅子32脚 定員500名 ホールの大きさ (21m×16m) 音響装置、照明装置、映画装置、スライド装置 CD、ビデオ装置、ピアノ、金屏風 他
団体グループ等交流室	65	長机20台、パイプ椅子60脚
調理実習室	79	調理台7台 (内1台は講師用) 丸椅子36脚
トレーニングルーム	101	1面鏡張り〔更衣室 (ロッカー30個)、授乳室併設〕
図書・資料室 (含 書 庫)	585	デスク4台、テーブル5台、椅子席24席、長椅子5台 ビデオブース、絵本児童書コーナー
マザーズジョブステーション		マザーズ就労支援相談、母子家庭等就業・自立支援センター ハローワークマザーズコーナー
視 聴 覚 室	145	定員100名 音響装置、映画装置、カラー教材提示装置 スライド装置、CD、ビデオ装置
展 示 ギ ャ ラ リ ー (含 用 具 庫)	75	移動式大型パネル5枚 照明装置、展示用器材
相 談 室	44	理事員室、旧B室、旧C室
談 話 サ ロ ン	107	ソファ椅子46席、テーブル8台 参画情報コーナー掲示パネル等設置
コインロッカールーム	13	1箇所 (ロッカー105個)
ラ ン チ ス ペ ース	158	席数40席
団 体 事 務 室	36	
静 養 室	8	ベッド1台
幼 児 室	50	幼児用便所、乳幼児用ベット1台、玩具、砂場付
託 児 準 備 室	26	
所 長 室	19	
事 務 室	60	男女共同参画センター

相 談 室	30	B室、C室
相 談 室	15	相談電話2台
印 刷 ・ コ ピ ー 室	8	印刷機、穿孔機、裁断機、丁合機
湯 沸 室 ・ 倉 庫	69	湯沸室1箇所、倉庫3箇所
エレベーター・機械室	19	車椅子兼用エレベーター仕様
便 所	76	2箇所（ベビーマット、ベビーカー） （身障者用1箇所オストメイト対応、ベビーカー）
共 用 部 分	557	1階休憩コーナー長椅子
LPG庫及び機械室	172	
（ 2 階 ）	591	
特 別 会 議 室	79	円卓、椅子24席
研 修 室 A	70	定員50名
研 修 室 B	43	定員30名
研 修 室 C	43	定員30名
講 習 室	69	コンピューター使用可能室（主催用）
湯 沸 室 ・ 空 調 室	42	湯沸室1箇所
映 写 室	16	（大ホールの付属室）
音 響 調 整 室	17	（大ホールの付属室）
便 所	30	1箇所（ベビーカー）
共 用 部 分	182	2階休憩コーナー長椅子
合 計 （ 1 ・ 2 階 ）	3,687	

2 その他の施設

茶 亭	木造平屋建	25㎡	テニスコート	3面
庭園（和・洋）		2箇所	休憩所（便所付き）	45㎡
駐車場		約250台	用具庫	ブロック造平屋建 48㎡
駐輪場	鉄骨造平屋建	44㎡	公用車車庫	16㎡

3 施設配置図



Ⅶ 利用案内

1 施設使用料（県内居住者の場合に適用。県外居住者の場合は1.5倍）

（平成26年4月1日改定）

名称		区分	定員 (規模)	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	申込期間
				9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00	
大ホール	平日		500人	6,300円	17,300円	18,500円	23,600円	32,200円	38,500円	使用月の6か月前 の月の初日から 10日前まで
	土・日 休日			9,450円	25,950円	27,750円	35,400円	48,300円	57,750円	
研修室 A			50人	2,460円	3,350円	2,460円	5,810円	5,810円	8,270円	使用月の3か月前 の月の初日から 10日前まで
研修室 B			30人	1,610円	2,220円	1,610円	3,830円	3,830円	5,440円	
研修室 C			30人	1,610円	2,220円	1,610円	3,830円	3,830円	5,440円	
特別会議室			24人	5,940円	7,800円	5,940円	13,740円	13,740円	19,680円	
調理実習室			36人	3,350円	4,450円	3,350円	7,800円	7,800円	11,150円	
視聴覚室			100人	5,680円	7,420円	5,680円	13,100円	13,100円	18,780円	
トレーニングルーム			20人	2,960円	3,830円	2,960円	6,790円	6,790円	9,750円	
茶亭			(25㎡)	2,960円	3,830円	2,960円	6,790円	6,790円	9,750円	
展示ギャラリー			(75㎡)	1日につき		4,540円				
テニスコート	平日		(3面)	1面 2時間につき		1,360円				
	土・日 休日			1面 2時間につき		2,040円				

申込の受付について

1 受付開始日

施設使用の申込については、大ホールは使用月の8か月前の月の初日から、その他の施設は使用月の3か月前の月の初日から受け付けます。ただし、大ホールに付随して他の施設も利用する場合は、併せて8か月前から受け付けます。（受付開始日が休所日にあたる場合は、その翌日が受付開始日となります。）

2 受付時間

開所日の午前9時から午後9時まで。先着順となります。

ただし、受付開始日においては、来所・電話にかかわらず、午前9時から午前9時30分まで一括して受け付け、使用希望日が重なった場合、日程調整や抽選を行います。

3 申込方法

- (1) センターの窓口にお越しいただくか、電話で申し込んでください。その時に、使用目的などを確認します。
- (2) 申込受付後、利用する日の10日前までに使用責任者が窓口にお越しいただき、使用承認申請書に必要事項を記入いただくとともに、施設使用料をお支払いください。（前納です。）
- (3) 受付が完了しますと、使用承認書と領収書をお渡します。なお、いったん支払われた使用料は原則としてお返しできません。
- (4) 大ホール使用の場合は、付帯設備の準備の関係上、使用日の10日前までに、使用する付帯設備の内容が分かる資料（付帯設備使用リストもしくは催物のプログラム等）を提出するなどして、当日使用する設備を予め申し出てください。
なお、付帯設備使用料については、使用の当日、窓口にて料金を精算しお支払いください。

4 使用方法

- (1) 使用当日は、必ず窓口で「点検表」と「鍵」を受け取ってから入室してください。
- (2) 施設の使用は、使用承認書に記載された利用時間内に限ります。また、使用后、机、椅子などは、必ず元の状態に戻してください。
- (3) 付帯設備を使用される場合、その機器の使用（操作）方法等は、担当係員が事前に説明します。

機器の操作は、善良な管理のもとに、利用者で行ってください。

- (4) 電気器具を持ち込む時は、事前に窓口へ内容と件数を必ず申し出てください。
- (5) 施設内は、禁煙です。喫煙は、決められた場所（灰皿の設置している所）で行ってください。
- (6) 湯茶等の設備は使用できますが、茶葉は利用者各自で準備してください。
- (7) 駐輪、駐車場での事故等は責任を負いません。多数の自動車が駐車する場合は、誘導等の保安要員を主催者で必ず確保してください。

2 付帯設備使用料

	設 備 名	単 位	使用料
大 ホ ー ル	ローアーホリゾンライト	1 列	400 円
	ボーダーライト	1 列	500 円
	サスペンションスポットライト	1 列	910 円
	アッパーホリゾンライト	1 列	400 円
	客席用スポットライト	1 列	400 円
	フットライト	1 列	400 円
	ピンスポットライト	1 台	300 円
	拡声装置 (マイク4本含む)	1 式	2,030 円
	追加マイク	1 本	200 円
	カセットテープレコーダー	1 台	300 円
	C Dプレーヤー	1 台	200 円
	M Dプレーヤー	1 台	200 円

	設 備 名	単 位	使用料
大 ホ ー ル	V H S ビデオ録画装置	1 式	2,540 円
	スライド映写機	1 台	500 円
	プロジェクター	1 台	500 円
	ピアノ	1 台	1,010 円
	金びょうぶ	1 双	1,010 円
	冷・暖房料	1 時間	1,320 円
	視 聴 覚 室	1 6 ミリ映写機	1 台
各 室 共 通		スライド映写機	1 台
各 室 共 通	オーバーヘッドプロジェクター	1 台	200 円
	携帯用拡声装置	1 台	200 円
	持込電気器具(1kW)	1 台	100 円

付帯設備の使用料は、午前、午後および夜間をそれぞれ1単位とした料金です。(冷・暖房料は1時間単位)

G - N E T しが施設使用料の半額適用について

県内在住者が主体である団体が、男女共同参画の推進を図ることを主な目的として使用される場合には、施設使用料が半額になります。(ただし、テニスコートおよび付帯設備使用料は除きます。) 使用料の半額適用を希望される場合は、次の手順に従ってください。

(1) 使用の申込

申込受付期間は、通常料金での利用と同じく、大ホールは使用月の8か月前、その他の施設は3か月前の月の初日からです。この時、半額適用を希望する旨を申し出てください。

(2) 「男女共同参画センター施設使用料の半額適用申請書」の提出

センター窓口へ直接お越しになり、「半額適用申請書」に事業等の詳しい内容および使用の目的が男女共同参画にどのように結びつくかを具体的に記入して提出してください。

(3) 「男女共同参画センター使用料の半額適用承認通知書」の交付

(2)の申請書が承認されますと、承認通知書を交付いたします。

(4) 使用の申込および使用料の納付

(3)の承認通知書の交付を受けた後、改めて施設使用承認申請書に必要事項を記入していただき、使用料を前納してください。

(注) 半額適用の手続きについては、上記のように若干の日数を要することとなりますので、20日前までに申請書をご提出ください。

その他

- (1) 滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例（以下「条例」という。）第4条第2項の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をお断りすることがあります。
- (2) 条例第7条第1項の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命じることがあります。
- (3) センター内では、許可なく物品の販売をすることができず、営利を目的とした物品の販売は許可されません。
- (4) ご使用にあたっては、使用承認書の裏面の「ご使用上のお願ひ」をよくお読みください。
- (5) 使用承認を受けた施設の使用を変更されるときは、改めて変更の承認を受けてください。
- (6) センターの施設や設備を損傷されたり、紛失されたときは、直ちにその旨届出てください。
- (7) 令和元年10月1日に「施設使用料」および「付帯設備使用料」の改定を予定しています。

Ⅷ 参考資料

1 滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例

(昭和61年10月13日滋賀県条例第38号)

(設置)

第1条 男女共同参画の推進を図るため、滋賀県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）を近江八幡市鷹飼町に設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画に関する研修および講座の開催
- (2) 男女共同参画に関する相談
- (3) 男女共同参画に関する情報および資料の収集および提供
- (4) 男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互の交流の促進ならびに自主的活動への指導および助言
- (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務

(職員)

第3条 センターに所長その他の所要の職員を置く。

(使用の承認)

第4条 センターの施設のうち教育委員会規則で定める施設（以下「特定施設」という。）を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは同項の承認をしないことができる。

- (1) センターにおける秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) 営利を目的とすると認められるとき。
- (4) センターの施設もしくは設備または展示品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 申請に係る特定施設がセンターの事業を行うために必要であると認められるとき。
- (6) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

3 教育委員会は、第1項の規定による承認をする場合においては、センターの管理上必要な限度において、条件を付すことができる。

(使用料)

第5条 センターの使用料の額および納付の方法等は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の定めるところによる。

(施設等の変更の禁止)

第6条 第4条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターの施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が使用の目的に違反して使用したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正の手段によつて第4条第1項の規定による承認を受けたとき。
- (3) 使用者が第4条第2項各号（同項第5号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (5) 使用者が第4条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (6) 当該承認に係る特定施設が災害その他の事故により使用できなくなつたとき。
- (7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、その使用を終了したときは、その使用に係る施設および設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消されたときも、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、センターの管理および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和61年11月1日から施行する。ただし、第2条、第4条および付則第3項の規定は、同月27日から施行する。
- 2 滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
- 3 滋賀県使用料および手数料条例の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

付 則（平成9年条例第25号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

付 則（平成12年条例第95号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行われた改正前のそれぞれの条例により設置されている施設に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づく処分、手続その他の行為とみなす。

付 則（平成14年条例第32号）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

付 則（平成23年条例第13号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

2 滋賀県立男女共同参画センターの管理運営に関する規則

(昭和61年10月13日滋賀県教育委員会規則第15号)

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例（昭和61年滋賀県条例第38号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、滋賀県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(休所日)

第2条 センターの休所日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）

(2) 休日の翌日（日曜日または休日である場合を除く。）

(3) 1月1日から同月4日までおよび12月28日から同月31日まで

2 センターの所長（以下「所長」という。）は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休所日を変更し、または臨時に休所日を定めることができる。

(開所時間)

第3条 センターの開所時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、図書・資料室については、午前9時から午後5時までとする。

2 所長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開所時間を変更することができる。

(入所の制限)

第4条 所長は、次のいずれかに該当する者に対しては、その入所を拒否し、または退去を命ずることができる。

(1) 所内の秩序を乱し、または乱すおそれのある者

(2) センターの施設または設備を損傷するおそれのある者

(3) その他所長の指示に従わない者

(入所者の遵守事項)

第5条 センターの入所者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) センターの施設または設備を損傷しないこと。

(2) 他の入所者に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) あらかじめ所長の承認を受けた場合のほか、物品の販売、飲食物の提供またはポスター等のちょう付を行わないこと。

(4) 所定の場所以外の場所で飲食し、火気を使用し、または喫煙しないこと。

(5) その他所長が指示した事項

(規則で定める施設)

第6条 条例第4条第1項の規則で定める施設は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）別表第29号に規定する施設（以下「特定施設」という。）とする。

(特定施設の使用等に係る承認の手続)

第7条 条例第4条第1項前段の規定による申請は、使用承認申請書を所長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の使用承認申請書は大ホールにあっては使用日の6月前の日の属する月の初日から10日前までに大ホール以外の特定施設にあっては使用日の3月前の日の属する月の初日から10日前までに提出しなければならない。ただし、所長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 所長は、条例第4条第1項前段の規定による承認（以下「使用承認」という。）をするときは、使用承認書を当該承認を申請した者に交付するものとする。

4 第1項および前項の規定は、条例第4条第1項後段の規定による申請について準用する。この場合において、第1項中「使用承認申請書」とあるのは「使用変更承認申請書」と、前項中「使用承認書」とあるのは「使用変更承認書」と読み替えるものとする。

(使用者の遵守事項)

第8条 条例第4条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- (2) 使用承認を受けていない施設または設備を使用しないこと。
- (3) あらかじめ所長の承認を受けた場合のほか、物品の販売、飲食物の提供またはポスター等のちょう付を行わないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、または喫煙しないこと。
- (5) その他所長が指示した事項

(施設の変更等の承認の手続)

第9条 条例第6条ただし書の規定による承認の申請は、あらかじめ、施設変更等申請書を所長に提出することにより行わなければならない。

(使用の取消しの届出)

第10条 使用者は、使用承認を受けた特定施設の使用を取り消そうとするときは、使用取消届に使用承認書を添えて速やかに所長に届け出なければならない。

(損傷および滅失の届出)

第11条 センターに入所した者または使用者は、センターの施設または設備を損傷し、または滅失させたときは、直ちにその旨を所長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用承認申請書等の様式)

第12条 この規則の規定により所長に提出する使用承認申請書その他の書類の様式は、所長が教育長の承認を得て別に定める。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、所長が教育長の承認を得て定める。

付 則

この規則は、昭和61年11月1日から施行する。ただし、第2条から第10までの規定は、同月27日から施行する。

付 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

3 滋賀県男女共同参画推進条例

(平成13年12月27日滋賀県条例第62号)

すべての人は平等であり、男女の性別にかかわらず、一人ひとりが大切な存在であって、個人として互いに尊重され、自分らしく生きることを認め合わなければならない。

滋賀県では、男女平等の実現に向けて、様々な取組を進めてきたが、今なお、性別によって役割を固定的にとらえる意識や社会慣行などの男女の多様な生き方の選択を妨げる要因が存在するなど課題が残されている。

また、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化など私たちを取り巻く環境の大きな変化の中で、誰もが豊かに安心して暮らせる21世紀にふさわしい社会を築くためには、男女が、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することが求められている。

こうした状況から、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職域などあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現が緊要な課題となっている。

私たち県民は、琵琶湖の環境保全や福祉において進取の気性をもって取り組んできた。そうした取組姿勢と経験を生かし、家族の絆、地域の絆、自然との絆を大切にして、男女が共に輝いて生きることが出来る湖国を創るため、私たちは一体となってあらゆる分野で男女共同参画を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害することまたは性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として個性および能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人權が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画は、社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするを旨として、推進されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、すべての団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、男女が互いの性について理解を深め、妊娠または出産に関する事項に関し双方の意思が尊重されることおよび生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画は、その推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、県の政策の立案および決定に男女が共同して参画する機会を確保するように努めるものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町および国と相互に連携を図るよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するように努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、雇用その他の分野における事業活動において、男女共同参画を推進するように努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立して行うことができるように就業環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画施策に協力するように努めなければならない。

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対して身体的または精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2 男女共同参画計画には、男女共同参画の推進に関する長期的な目標、施策の方向その他男女共同参画施策を推進するために必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民および事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県男女共同参画審議会および市町長の意見を聴くものとする。

5 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(広報活動等および教育等の促進)

第10条 県は、県民および事業者の男女共同参画についての理解を深めるため、広報活動、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、男女共同参画に関する教育および学習が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第11条 県は、県民、事業者またはこれらの者の組織する団体等が行う男女共同参画の推進に関する活動に対して、情報の提供、人材の育成、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市町に対する助言等)

第12条 県は、市町に対し、男女共同参画施策の策定および実施について、必要な助言および協力を行うものとする。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民または事業者から苦情の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出があった場合において必要があると認めるときは、当該申出の処理に関し、滋賀県男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(相談の処理)

第14条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関し、県民または事業者から相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出の処理に関する業務を行わせるため、男女共同参画相談員を置くものとする。

3 男女共同参画相談員は、第1項の申出に係る相談に応じ、必要な調査および助言を行うほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のため必要な措置を講ずるものとする。

(拠点施設の整備)

第15条 県は、県民、事業者および市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点となる施設を整備するものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、その設置する附属機関またはこれに類するものの委員その他の構成員を任命し、または委嘱するに当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画施策を策定し、効果的に実施するため、性別による差別的取扱い等男女共同参画の推進を阻害する要因その他の男女共同参画に関する事項について、必要な情報の収集および分析ならびに調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(年次報告)

第19条 知事は、毎年、男女共同参画の状況および県が実施した男女共同参画施策について、滋賀県男女共同参画審議会に報告するとともに、公表するものとする。

第3章 滋賀県男女共同参画審議会

(滋賀県男女共同参画審議会)

第20条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第8条第4項および第13条第2項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第21条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 (省略)

付 則（平成16年条例第38号）抄

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で、平成17年1月1日から施行)

4 滋賀県立男女共同参画センター沿革詳細

昭和52年4月	滋賀県婦人問題連絡協議会」設置
昭和52年11月	「滋賀県婦人問題懇談会」設置
昭和53年4月	「滋賀県商工労働部労政課婦人対策係」設置
昭和56年9月	滋賀県婦人問題懇談会「滋賀の婦人の自立と社会参加のための提言」
昭和58年3月	「滋賀の婦人対策の方向－婦人の地位向上をめざして－」策定
昭和58年10月	「滋賀県婦人問題懇話会」設置
昭和59年4月	「滋賀県商工労働部労政婦人課」設置
昭和60年1月	滋賀県婦人問題懇話会「滋賀の女性の自立と社会参加のための婦人総合センターの建設についての提言」
昭和60年4月1日	長の権限事務の補助執行 「(仮称)滋賀県立婦人センターの建設および開設準備に関すること。」 「婦人の自立と社会参加を促進するための事務に関すること。」
昭和60年6月1日	「(仮称) 滋賀県立婦人センター開設準備協議会」設置
昭和60年10月11日～ 昭和61年9月16日	「(仮称) 滋賀県立婦人センター新築工事」施工 総工事費 1,654,614千円(国庫 81,000千円) 内訳 調査費 1,000千円 備品費 100,000千円 用地費 344,009千円 その他(レリーフ) 10,000千円 建設費 1,199,605千円 工期 昭和60年10月11日から昭和61年9月16日
昭和61年11月1日	滋賀県立婦人センター設置 「滋賀県立婦人センターの設置および管理に関する条例」施行
昭和61年11月27日	「滋賀県立婦人センター」業務開始
昭和62年11月17日	「婦人センター開所1周年記念事業」開催
平成元年12月	「施設管理用カメラ」設置
平成3年9月	「婦人センター開所5周年記念事業」開催
平成4年6月	「図書・資料室の図書管理システムおよび施設予約処理システム」導入
平成7年10月	滋賀県立婦人センター運営協議会「近未来婦人センターのあり方」について報告
平成8年4月	「婦人センター駐車場用地(5,449.58㎡)」取得
平成8年11月	「婦人センター開所10周年記念事業」開催
平成9年3月31日	長の権限事務の補助執行の終了 「婦人の自立と社会参加を促進するための事務に関すること。」
平成9年4月1日	滋賀県立女性センターに名称変更 「滋賀県立女性センターの設置および管理に関する条例」 教育委員会の権限事務の一部を滋賀県企画県民部長に委任 「滋賀県立女性センターの管理運営に関すること。(滋賀県立女性センターの設置および管理に関する条例および滋賀県立女性センターの管理運営に関する規則の改廃に関するものを除く。)」
平成9年10月～ 平成10年3月	「滋賀県立女性センター福祉環境整備(車椅子対応エレベーター、視覚障害者用床材敷設・案内板等新設)工事」施工
平成10年6月	「女性センター駐車場用地(5,449.58㎡)」取得(県土地開発基金管理者より)
平成13年11月	「女性センター開所15周年記念事業」開催 「ユニバーサルデザイン化工事(受付カウンター、階段手すり付け替え、洋式トイレ改修)」施工
平成14年4月1日	滋賀県立男女共同参画センターに名称変更 「滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例」施行 「滋賀県男女共同参画推進条例」施行
平成14年6月	公募により愛称を「G-NETしが(ジーねっとしが)」に決定
平成18年11月	「男女共同参画センター開所20周年記念事業」開催
平成23年10月19日	滋賀マザーズジョブステーションを開設
平成23年10月	「滋賀県立男女共同参画センター運営方針について」策定 「男女共同参画センター開所25周年記念事業・G-NETしがフェスタ2011」、 「滋賀県男女共同参画推進条例制定10周年記念フォーラム」同時開催
平成24年12月	「滋賀県立男女共同参画センター懇話会」設置
平成28年11月	「男女共同参画センター開設30周年記念さんかく塾講演会」開催 (「G-NETしがフェスタ2016」1日目)

令和元年度 要 覧

発 行 滋賀県立男女共同参画センター
G-NETしが
〒523-0891 滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4
TEL 0748-37-3751
FAX 0748-37-5770
HPアドレス <http://www.pref.shiga.lg.jp/g-net/>

発行月 令和元年8月